

試作「笥景墓誌銘」 訳注（北魏・永安二年四月三日・五二九）

東 賢司（愛媛大学）

【誌蓋】魏故儀「同笥使」君墓銘

【銘文】魏故使持節衛大將軍儀同三司冀州刺史博野景開國侯笥君之墓誌銘 君諱景、字景巒、河南洛陽人也。源流浩汗（注1）、鴻波浚於委水（注2）、基構隆崇（注3）、長峰邁於積石（注4）。固以騰翠薇而孤上（注5）、映滄海而独深（注6）。祖侍中司空河東王、既以器秀見知（注7）、跨龍翰於代京（注8）。考平北將軍并州刺史、復以才儁取識（注9）、擅鳳翅於洛都（注10）。君稟天地之氣（注11）、資川岳之靈（注12）、幼而有知（注13）、長而通敏（注14）、神慧起自蒲車（注15）、眸弁發於竹馬（注16）。故清規之稱（注17）、於是号為世襲（注18）、素範之美（注19）、自此言其可遠大（注20）。丞相柱國太原王雄規出世、英略不群（注21）、監裁所歸（注22）、物望爰屬（注23）。以君清徽宅身（注24）、風華在己（注25）、特所留愛（注26）、偏見器重（注27）。遂以妖氛未滅（注28）、遊塵仍梗（注29）、秉律之任（注30）、注意斯在（注31）。加君寧朔將軍帳內別將、拳仁勇也（注32）。乃屬武泰在運（注33）、昏后乱政（注34）、魏道中微（注35）、社稷無主（注36）。丞相以世荷蕃屏（注37）、志存匡復（注38）、起兵晉陽（注39）、問罪伊闕（注40）。而君識洞機萌（注41）、深鑒未兆（注42）、遂同經謀（注43）、予此規略（注44）。及日角有暉（注45）、龍顏在曆（注46）、本業既就（注47）、大賞斯行（注48）。以君誠效有著（注49）、鴻勳可錄（注50）、崇章須被（注51）、広土宜及（注52）、乃授撫軍將軍金紫光祿大夫博野景開國伯。後以酬庸未盡（注53）、宜更褒錫（注54）、進爵為公、食邑千五百戶。君器度詳雅（注55）、風韻恢正（注56）、一芸無違（注57）、百行斯備（注58）。故憲愷之色（注59）、未形於家人（注60）、譏論之言（注61）、上弗聞於朝廷（注62）。方当籍此多善（注63）、用享余慶（注64）、如浮未幾（注65）、若休奄及（注66）。春秋二十九、以永安元年十月十六日薨於并州之晉陽。天子哀悼（注67）、百寮痛惜（注68）、贈贈之礼（注69）、有隆常數（注70）。乃下詔追贈衛大將軍儀同三司冀州刺史。粵以永安二年四月三日、遷葬於洛陽城西四十五里、当穀城之北。哀景行之不追（注71）、悲德音之莫揚（注72）、緝遺烈於松戸（注73）、綴余芬於泉室（注74）。乃作銘曰、盛德之後（注75）、仍世克昌（注76）、將相之裔（注77）、莫不重光（注78）。唯公載誕（注79）、実属余芬（注80）、如玉之潤（注81）、如桂之香（注82）。粹衿内朗（注83）、雅韻外敷（注84）、捨茲巾褐（注85）、曳彼長裾（注86）。武議一託（注87）、戎章再紆（注88）、声華鞭板（注89）、績茂戈爰（注90）。皇曆以圯（注91）、帝業將昇（注92）、毘功踐土（注93）、贊道中興（注94）。金龜是紐（注95）、山河是膺（注96）、朱紫共襲（注97）、劍玉相承（注98）。輔仁空術（注99）、報道徒文（注100）、駿足罷駕（注101）、逸翮擢雲（注102）。幽夜莫曉（注103）、寒寥不春（注104）、同彼千載（注105）、殲此良人（注106）。

〔訓読〕

魏の故の儀同筭使君の墓銘

魏の故使持節、衛大將軍、儀同三司、冀州刺史、博野縣開國侯、筭君の墓誌銘

君諱は景、字は景巒、河南洛陽の人なり。源流は浩汗にして(注1)、鴻波委水に浚(さら)い(注2)、基構は隆崇にして(注3)、長峰積石に邁(まさ)る(注4)。固(ゆえ)に以て翠薇を騰(あ)がりて孤(ひと)り上り(注5)、滄海に暎(は)えて独り深し(注6)。祖は侍中・司空・河東王、既に器の秀なるを以て知られ(注7)、龍翰を代京に跨(また)がる(注8)。考は平北將軍・并州刺史、復た才儻を以て識を取り(注9)、鳳翹を洛都に擅(ほしい)ままにす(注10)。君は天地の氣を稟(う)け(注11)、川岳の靈に資(と)り(注12)、幼にして知有り(注13)、長じて通敏(注14)。神慧蒲車より起こり(注15)、眸弁竹馬より発す(注16)。故に清規の称(注17)、是に於て号して世襲と為し(注18)、素範の美(注19)、此れよりその遠大なるべきを言う(注20)。丞相・柱国・太原王は、雄規世を出で、英略群せず(注21)、監裁の帰する所(注22)、物望爰に属す(注23)。君の清徹身に宅し(注24)、風華己に在るを以て(注25)、特に留愛する所(注26)、偏(ひと)えに器重せらる(注27)。遂に妖氛(ようふん)未だ滅せず(注28)、遊塵仍お梗(ふさ)ぐを以て(注29)、律を乗(と)るの任(注30)、意を注いで斯に在り(注31)、君に寧朔將軍帳内別將を加うるは、仁勇を挙ぐるなり(注32)。乃ち属(たま)たま武泰運に在り(注33)、昏后政を乱し(注34)、魏道中ごろ微にして(注35)、社稷主無し(注36)。丞相は以世(よ)よ蕃(藩)屏を61荷なうを以て(注37)、志し匡復に存し(注38)、兵を晋陽に起し(注39)、罪を伊闕に問う(注40)。而して君は識機萌に洞(とお)り(注41)、深く未兆に鑒(かんが)み(注42)、遂に経謀を同じくし(注43)、此の規略に予(あず)かる(注44)。日角帰する有り(注45)、龍顏曆に在るに及び(注46)、本業既に就き(注47)、大賞斯れ行わる(注48)。以君の誠效著(あら)わる有り(注49)、鴻勳録すべく(注50)、崇章須らく被(き)るべく(注51)、広土宜しく及ぶべきを以て(注52)、乃ち撫軍將軍・金紫光祿大夫・博野縣開國伯を授く。後に酬庸未だ尽さず(注53)、宜しく更に褒錫すべきを以て(注54)、爵を進めて公と為し、邑千五百戸を食(は)ましむ。君は器度詳雅にして(注55)、風韻恢正(注56)、一芸も違う無く(注57)、百行斯に備わる(注58)。故に憲愠の色(注59)、未だ家人に形わさず(注60)、讒論の言(注61)、上(かみ)朝廷を聞ゆるなし(注62)。方(まさ)に当(まさ)に此の多善に籍(か)りて(注63)、用(もつ)て余慶を享(う)くべきに(注64)、浮かぶが如く未だ幾(いくば)くならずして(注65)、休むが若き奄(たちま)ち及べり(注66)。春秋二十九、永安元年十月十六日を以て并州の晋陽に薨ず。天子は哀悼し(注67)、百寮は痛惜し(注68)、贈贈の礼(注69)、常教より隆んなる有り(注70)。乃ち詔を下して衛大將軍・儀同三司・冀州刺史を追贈す。粵(こ)に永安二年四月三日を以て、遷して洛陽城西四十五里、穀城の北に當るに葬むる。景行の追わざるを哀れみ(注71)、德音の揚ぐる莫きを悲しみ(注72)、遺烈を松戸に緝(あつ)め(注73)、余芬を泉室

に綴らん(注74)。乃ち銘を作りて曰く、盛徳の後(注75)、仍世(じょうせい)克昌たり(注76)、将相の裔(注77)、重光せざる莫し(注78)。唯だ公の載(すなわ)ち誕(うま)るるは(注79)、実に余芬に属し(注80)、玉の潤なるが如く(注81)、桂の香しきが如し(注82)。粹衿内に朗たり(注83)、雅韻外に敷く(注84)、茲(こ)の中褐を捨てて(注85)、彼の長裾を曳(ひ)く(注86)。武議一たび託せられ(注87)、戎章再び紆(まと)う(注88)。声は鞭板に華やかに(注89)、績は戈爰(かしゆ)に茂し(注90)。皇曆以て圮(やぶ)れ(注91)、帝業将に昇らんとし(注92)、功を踐土に毘(たす)け(注93)、道の中興に贊(たす)く(注94)。金龜是れ紐(むす)び(注95)、山河是れ膺(う)け(注96)、朱紫共に襲(かさ)ね(注97)、劍玉相い承(う)く(注98)。仁を輔けて術空しく(注99)、道に報いて文徒らに(注100)、駿足駕するを罷め(注101)、逸翮(いつかく)雲に擢(くだ)く(注102)。幽夜曉(あ)くるなく(注103)、寒寥(かんせき)春ならず(注104)、彼の千載に同じく(注105)、此の良人を殲(ほろぼ)せり(注106)。

「口語訳」

魏の元の儀同、荀使君の墓銘

魏の元の使持節、衛大將軍、儀同三司、冀州刺史、博野県開國侯、荀君の墓誌銘

君の諱は景、字は景巒、河南洛陽の人である。水の本源と支流が盛んに水を流し(注1)、洪水が委水の底をさらっていき(注2)、基本の構造は突起しており(注3)、長い峰は石の塊に勝っている(注4)。もとより緑鮮やかな山腹にいて孤高であり(注5)、大海に照り映え、一人深まる(注6)。祖先は侍中・司空・河東王であり、既に才能があることは知られており(注7)、龍が洛陽に降り立つ(注8)。父は平北將軍・并州刺史であり、また才能が抜きん出ていることで印を受け(注9)、鳳の翼は洛陽でほしのままにする(注10)。君は天地の氣を受け(注11)、山川の靈を助け(注12)、幼い頃から知力があり(注13)、大人になって聡明さをわきまえている(注14)。神慧は蒲草の車から起こり(注15)、眸弁は幼い頃から始まっている(注16)。故に人に従うことの規範であるという呼称は(注17)、ここで世代継承の爵位とし(注18)、手本となる美は(注19)、これよりその広く大きいことをいう(注20)。丞相・柱国・太原王は、計画が表れ、策略に群がらず(注21)、善悪の帰するところ(注22)、人望はここに属している(注23)。君の清らかで気高さで身を立て(注24)、風采と才華が内なし(注25)、特別に愛するところ(注26)、片寄って重視される(注27)。ついに不穏な雲氣は未だなくならず(注28)、ほこりをなお塞ぐことで(注29)、法律を守ることの任務は(注30)、心に止めていることがここにあり(注31)、君に寧朔將軍、帳内別將を加えたのは、仁と勇氣によるものである(注32)。武泰の年号には運があり(注33)、暮れて後政治を傷つけ(注34)、魏の政治は中頃衰え(注35)、神々に主はいない(注36)。丞相は世の中で衛守を担り(注37)、志は、滅亡に瀕する国を復興させ(注38)、晋陽で起兵し(注39)、罪を

伊闕という場所で問うた(注40)。君の知識は機敏で芽生えを貫き(注41)、深く兆しを表さないことを鑑み(注42)、ついに重大な謀を経謀を任せ(注43)、この謀略を授かった(注44)。大貴の相に帰ることがあり(注45)、眉骨が円く隆起して(注46)、基本の学業は既に完成し(注47)、大いに賞されることは既に行われている(注48)。君の忠誠と効力は現れ(注49)、偉大な事業や功績は記すべきであり(注50)、飾りを尊び、着るべきであり(注51)、広大な土地に及ぼすべきであることをもって(注52)、そこで撫軍將軍・金紫光祿大夫・博野県開国伯を授かった。後に報酬は十分ではなく(注53)、更に褒美を与えるのがよい(注54)。爵を進めて公とし、食邑千五百戸を与えた。君は器量が穏やかであり(注55)、趣は正しさを広め(注56)、経学は違うことがなく(注57)、各種の品行は備わっている(注58)。故に喜びと怒り色は(注59)、いまだ家の人々と形を作らず(注60)、批難・議論の言葉は(注61)、上は朝廷に聞くことはない(注62)。まさにこの多善に借りて(注63)、あまりある慶福を享し(注64)、浮かぶようなもので未だどれほどではなく(注65)、休んでいるようであちまち追いついた(注66)。年齢は二十九、永安元年十月十六日に并州の晋陽に死亡した。天子は哀悼し(注67)、百官が悼み惜しみ(注68)、葬儀の礼を助けるために贈り物をし(注69)、規定の数より多いものがあつた(注70)。乃ち詔を下して衛大將軍・儀同三司・冀州刺史を追贈された。ここに永安二年四月三日に、遷葬して洛陽城の西四十五里、穀城の北にあたる場所を葬った。高尚な徳行の追わないことを憐れみ(注71)、よい評判があがらないことを悲しみ(注72)、前人の残した業績を松戸に納め(注73)、残り香を墓室に残す(注74)。そこで銘を作っている。盛んな徳の後(注75)、累世盛んであり(注76)、大臣の末裔は(注77)、累世の盛徳や輝かしい伝承した(注78)。ただ君が誕生したことは(注79)、誠に残留した香に属し(注80)、玉のように潤っており(注81)、桂木の香りのものである(注82)。緑の襟は内側に朗らかであり(注83)、雅正な韻律を外に広め(注84)、この頭巾と服を捨て(注85)、この長袖を引いた(注86)。軍事上の謀略が任せ(注87)、兵法が再び絡む(注88)。榮譽とむち打つ板は(注89)、功績は兵役に骨折り励んだ(注90)。朝廷の運勢は破れてしまい(注91)、帝王の事業はまさに穏やかで(注92)、功を助け土を踏み(注93)、助け導き盛會に転じた(注94)。黄金で鑄造した官印結んで(注95)、自然はこれを受け入れ(注96)、紅色と紫色は重ね(注97)、劍玉はあい受け継いだ(注98)。仁の徳を増し進め(注99)、報告して文を無意味にし(注100)、良馬は歩くのをやめ(注101)、健康に跳ぶ鳥の羽は雲を抜きん出た(注102)。夜は明けることがなく(注103)、寒さは春になることがなく(注104)、かの千年と同じであり(注105)、このよき人間を死なせてしまった(注106)。

〔注〕

1 源流浩汗 水の本源と支流が盛んに水を流す意。源流は水の本源と支流。『後漢書』五行志三「則水不潤下」の劉昭注に鄭玄を引いて「無

故源流竭絶、川澤以涸、是謂不潤下」とある。◇墓誌銘には、乞伏宝墓誌銘に「源流浚而不竭」とある。笱景墓誌銘（北魏）に「源流浩汗」とあり、羅宗妻陸氏墓誌銘（北魏）に「源流煥炳」とあり、高樹生墓誌銘（北魏）に「源流浚而不竭」とあり、李翼墓誌銘（北魏）に「源流遍遊」とあり、李希宗墓誌銘（東魏）に「源流積遠」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「源流自遠」とあり、高公妻茹茹公主閭叱地連墓誌銘（東魏）に「源流広遠」とあり、趙超宗妻王氏墓誌銘（西魏）に「源流不已」とあり、諱子輝字景安墓誌銘（北齊）に「源流深于江漢」とあり、元義妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「源流共濫觴俱遠」とあり、褚宝慧墓誌銘（北齊）に「源流不絶」とあり、石信墓誌銘（北齊）に「源流浚而不竭」とあり、尔朱元静墓誌銘（北齊）に「源流共四海俱深」とあり、狄湛墓誌銘（北齊）に「源流渺浚」とあり、張忻墓誌銘（北齊）に「源流浩蕩」とあり、宇文長墓誌銘（北齊）に「源流与九河競遠」とあり、裴子誕墓誌銘（北齊）に「源流森漫」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「源流浚委」とあり、諱忻字始恂墓誌銘（北齊）に「源流注而未捨」とあり、和紹隆墓誌銘（北齊）に「源流宵浚与九流而齐深」とあり、陸延寿墓誌銘（北齊）に「源流滂派」とあり、李稚廉墓誌銘（北齊）に「源流派別」とあり、鄭術墓誌銘（北周）に「本□源流」とあり、楊操墓誌銘（北周）に「源流濬遠」とあり、徒何綸墓誌銘（北周）に「源流伯陽」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「源流浚」とある。●浩汗は水が盛大な様。三国魏の曹丕「濟川賦」に「漫浩汗而難測、眇不覩其垠際」とあり、『晋書』孫楚伝に「三江五湖浩汗無涯、假氣遊魂」とあり、『魏書』穆亮伝に「夫一渡小水、猶尚若斯、况洪河浩汗、有不測之慮。」とあり、『宋書』沈慶之伝に「夏水浩汗、河水流通」とある。◇墓誌銘には、奚牧墓誌銘に「浩汗鴻源」とあり、侯愔墓誌銘に「長源浩汗」とあり、元顥墓誌銘に「長瀾浩汗」とあり、侯海墓誌銘に「長源浩汗」とあり、笱景墓誌銘（北魏）に「源流浩汗」とあり、元顥墓誌銘（東魏）に「長瀾浩汗」とあり、侯海墓誌銘（東魏）に「長瀾浩汗」とあり、元賢墓誌銘（北齊）に「鬱茲浩汗」とあり、元義妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「襄陵浩汗」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「長波浩汗」とある。

2 鴻波浚於委水 洪水が委水の底をさらっていく意。鴻波は洪水。『水経注』濟水一に「率百姓、議之于臣、伐石三谷、水匠致治、立激岸側、以捍鴻波」とある。◇墓誌銘には、東魏の李希宗墓誌銘に「登鴻波而垂涕」とある。●浚はさらう。川の土砂を採って底を深くする。

●また、委水は『後漢書』張衡伝に「前長離使拂羽兮、委水衡乎玄冥」とある。◇墓誌銘には、元継墓誌銘に「湛若委水」とあり、元顥墓誌銘に「滔滔乎苞委水而為深」とあり、李林墓誌銘に「源同委水」とあり、張寧墓誌銘（北魏）に「湛若委水」とあり、元顥墓誌銘（北魏）に「滔滔乎苞委水而為深」とあり、李林墓誌銘（北魏）に「源同委水」とあり、張寧墓誌銘（北魏）に「湯湯委水」とあり、李季嬪墓誌銘（北齊）に「委水導源」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「靈源共委水争長」とあり、張僧顥墓誌銘

(北齊)に「承瑤波於委水」とあり、高充墓誌銘(北齊)に「委水豐源」とあり、姚洪姿墓誌銘(北齊)に「源深委水」とあり、達府忠墓誌銘(北周)に「浩乎如龍門之激委水」とある。

3 基構隆崇 基本の構造は突起している意。基構は建築物の基礎と結構。『文心雕龍』附会篇に「若築室之須基構、裁衣之待縫緝矣」とあり、『晋書』徐寧伝に「至夫基構迭汗隆、龍蛇俱山澤」とあり、『南齊書』王思遠伝に「豈直清體雅業、取隆基構、行禮蹈義」とある。◇墓誌銘には、司馬僧光墓誌銘(東魏)に「基構勦隆」とあり、元惊墓誌銘(東魏)に「基構崇高」とあり、房蘭和墓誌銘(東魏)に「燕上基構」とあり、平陽王昭妃馮羅長墓誌銘(北齊)に「基構崇深」とあり、尔朱元墓誌銘(北齊)に「基構与五山並極」とあり、崔昂墓誌銘(北齊)に「千齡基構」とあり、□馬頭墓誌銘(北齊)に「基構爵盤」とあり、和紹隆墓誌銘(北齊)に「基構崇竦」とあり、宇文虞墓誌銘(北周)に「基構綿邈」とあり、匹婁歆墓誌銘(北周)に「巖巖基構」とあり、尉茂墓誌銘(北周)に「基構崇迥」とある。●隆崇は突起すること。『水經注』濟水篇に「召公大賢、猶舍甘棠、區區小國、而臺觀隆崇、驕盈於世」とあり、『史記』司馬相如伝に「其山則盤紆峩鬱、隆崇律峯、岑巖參差」とあり、『後漢書』郎顛伝に「陛下宜加隆崇之恩、極養賢之禮」とある。◇墓誌銘には、元爵墓誌銘に「稱王□藏世裏隆崇」とあり、元纂墓誌銘に「隆崇魯衛」とあり、賈思伯墓誌銘に「漢王之礼願隆崇」とあり、元融墓誌銘に「賊帥以公德望隆崇」とあり、元融墓誌銘に「隆崇魯衛」とあり、賈思伯墓誌銘(北魏)に「方隆崇構」とあり、元爵墓誌銘(北魏)に「世裏隆崇」とあり、元纂墓誌銘(北魏)に「隆崇魯衛」とあり、賈思伯墓誌銘(北魏)に「漢王之礼願隆崇」とあり、元融墓誌銘(北魏)に「賊帥以公德望隆崇」とあり、源延伯墓誌銘(北魏)に「功濟隆崇」とあり、李挺命婦元季聡墓誌銘(東魏)に「寵命隆崇」とあり、高僧護墓誌銘(北齊)に「岳胤隆崇」とあり、元始宗墓誌銘(北齊)に「峻峙隆崇」とある。

4 長峰邁於積石 長い峰は石の塊に勝つていくという意。長峰は梁洽「金翦刀賦」に「長鋒貯其煙色、秀彩奪其霜明」とあり、積石は一つの石の塊。『尚書』夏書・禹貢篇に「琳。琅玕。浮于積石」とある。『漢書』晁錯伝に「山林積石、經川丘阜、中木所在、此步兵之地也。」とある。『史記』河渠書に「故道河自積石歷龍門、在同州韓城縣北五十里、為鑿廣八十步。南到華陰」とある。邁は勝る。◇墓誌銘には、元誘墓誌銘(北魏)に「洪原邁於積石」とあり、于纂墓誌銘(北魏)に「導積石以争流」とあり、韋彘墓誌銘(北魏)に「隆茲積石矣」とあり、元信墓誌銘(北魏)に「靈源共積石争峻」とあり、元欽墓誌銘(北魏)に「長源与積石分流」とあり、張懋墓誌銘(北魏)に「云云積石」とあり、長孫盛墓誌銘(北魏)に「崇基共積石」とあり、陸子玉墓誌銘(東魏)に「乃共積石」とあり、張僧頭墓誌銘(北齊)に「稟洪源於積石」とあり、是偁墓誌銘(北周)に「謂「積石開」とある。

5 固以騰翠薇而孤上 もとより緑鮮やかな山腹にいて孤高であるという意。翠薇は翠微。山の長城から少し下った八合目あたり。鮮やか

な緑の山の中腹の奥深い所。『爾雅』積山「山、未及上、翠微」の疏に「謂未及頂上、在旁陔陀之处、名翠微、一説、山氣青縹色、故曰翠微也。」とある。●騰は上昇する。●孤上は孤高。『北齊書』文苑伝に「心悠悠以孤上、身飄飄而將逝」とある。◇墓誌銘には、公孫猗墓誌銘に「排雲孤上」とあり、元邵墓誌銘に「昂昂孤上」とあり、邱珍墓誌銘に「孤上頡頏」とある。劉昭墓誌銘（北魏）に「騰班馬而孤上」とあり、公孫猗墓誌銘（北魏）に「排雲孤上」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「昂昂孤上」とあり、邱珍墓誌銘（北魏）に「孤上頡頏」とある。

6 映滄海而独深 大海に照り映え、一人深まる意。映は照り輝く。滄海は大海。『春秋繁露』觀德篇に「故受命而海内順之、猶衆星之共北辰、流之宗滄海也」とある。『法言』吾子篇に「浮滄海而知江河之惡沱也」とあり、『史記』夏本紀「太行、常山至于碣石、入于海」の注に「孔安國曰、「此二山連延、東北接碣石、而入于滄海。」とあり、『後漢書』馮衍傳に「躍青龍於滄海兮、豢白虎於金山」とあり、『魏書』高宗文成帝 托跋濬 紀第五 伝に「二月丙子、登碣石山、觀滄海」とある。◇墓誌銘には、元淵墓誌銘（北魏）に「若泉川之慕滄海」とあり、穆紹墓誌銘（北魏）に「表滄海而為界」とあり、裴良墓誌銘（東魏）に「東窈滄海」とあり、王僧墓誌銘（東魏）に「湛如滄海」とあり、元惊墓誌銘（東魏）に「望滄海而称大」とあり、叔孫固墓誌銘（東魏）に「長源共滄海等浚」とあり、陸浄墓誌銘（北齊）に「還浮滄海」とあり、高「左<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>寔」墓誌銘（北齊）に「与滄海而方深」とあり、梁子彦墓誌銘（北齊）に「滄海之中」とあり、明湛墓誌銘（北齊）に「還浮滄海」とあり、元始宗墓誌銘（北齊）に「滄海云闊」とある。●独深は『魏書』伝に「世隆獨深憂恐」とある。

7 既以器秀見知 既に才能があることは知られている意か。器秀は『晋書』苻生伝に「文武兼才、神器秀拔」とあり、王僧墓誌銘に「君才優器秀」とあるが、適切な用例はない。王僧墓誌銘（東魏）に「以君才優器秀」とある。●見知は目に見て道を知る。『孟子』尽心下篇に「若禹皋陶、則見而知之、若湯則聞而知之。」とある。◇墓誌銘には、韓顛宗墓誌銘（北魏）に「抑亦見知」とあり、楊熙僊墓誌銘（北魏）に「君每以衡門見知抑有由」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「雅見知愛」とあり、元又墓誌銘（北魏）に「見知廉清而已」とあり、寇治墓誌銘（北魏）に「民見知方」とあり、馮景之墓誌銘（西魏）に「常以忠篤見知」とあり、斛律豐洛墓誌銘（北齊）に「見知霸右」とあり、王光墓誌銘（北周）に「密物左右以忠信見知」とあり、王令嬀墓誌銘（北周）に「昔元瑜以騎上見知」「実以才能見知」とあり、王預墓誌銘（北周）に「君以忠謹見知」とあり、宇文瓘墓誌銘（北周）に「酬三語而見知」とある。

8 跨龍翰於代京 龍が洛陽に降り立った意か。跨はまたがる、龍翰は龍毛、龍のうろこ。『漢書』楊雄伝上に「飛廉、雲師、吸嚙瀟率、鱗羅布列、攢以龍翰」とあり、その顔師古注に「言布列則如魚鱗之羅、攢聚則如龍之豪翰」とあり、『三国志』邴原伝に「所謂龍翰鳳翼、國之重寶」とあり、『梁書』任昉伝に「雖顔、冉龍翰鳳鷁」とある。●代京は『晋書』芸術伝に「窮陰陽之祕奧、雖前代京管、何以加之」とあ

り、『魏書』高祖孝文帝元宏第伝に「詔安定王休率從官迎家於代京、車駕送於漳水上」とあり、同世宗宣武帝元恪紀第八伝に「五月己亥遷代京銅龍置天淵池」とあり、同王慧龍伝に「乃詣代京、採拾遺文、以補起居所闕」とある。◇墓誌銘には、封魔奴墓誌銘（北魏）に「薨於代京」とある。

9 復以才備取識 また才能が抜きん出ていることで印を受ける意。才備は才雋、才俊。才能が抜きん出ていること。『晋書』孝惠帝司馬衷伝に「豈通才俊猶形于前代」とあり、『梁書』徐勉伝に「皆一時才俊、賦詩頌詠」とあり、同江革伝に「好學有才俊」とあり、『魏書』李靈伝に「神廳中、世祖徵天下才雋」とある。才雋は『晋書』嵇康伝に「君性烈而才雋、其能免乎」とある。才俊は『三国志』袁紹伝に「英才俊逸、天下知名、以直言正色」とある。

10 擅鳳翅於洛都 鳳の翼は洛陽でほしいままにするという意。洛都は洛陽のこと。『魏書』陸倕伝に「叡以洛都休明、勸令小緩」とある。◇墓誌銘には、崔幼妃墓誌銘（北齊）に「爰始洛都」とある。

11 君稟天地之氣 君は天地の氣を受けているという意。天地之氣は『礼記』郊特牲篇に「以達天地之氣也」とあり、『漢書』律曆志第一上「天地之氣合以生風」とあり、『魏書』律曆志に「豈不以取法之始、求天地之氣故也」とある。天地は、◇墓誌銘には、尔朱襲墓誌銘に「悲天地之長久」とあり、赫連悦墓誌銘に「天地之德斯歸」とあり、高樹生墓誌銘に「昔重黎居天地之官」とあり、呂盛墓誌銘に「増天地之清厚」とあり、李希宗墓誌銘に「君稟天地之大徳」とある。李希宗墓誌銘（東魏）に「君稟天地之大徳」とある。

12 資川岳之靈 山川の靈を助ける意。川岳は山川。『宋書』武帝紀に「四書效瑞、先岳啓図、嘉祥雜選、休宥炳著。」とあり、『南齊書』高帝紀に「曷易緯凝象、川岳表靈」とある。◇墓誌銘には、王彤墓誌銘に「川岳降靈」とあり、王昌墓誌銘に「含川岳之曜」とあり、高猛墓誌銘に「公体靈川岳」とあり、侯掌墓誌銘に「川岳斯靈」とあり、呂通墓誌銘に「承靈川岳」とあり、元又墓誌銘に「川岳合而為靈」とあり、元寿安墓誌銘に「公含川嶽之秀氣」とあり、元融墓誌銘に「公含川嶽之純液」とあり、李達妻張氏墓誌銘（北魏）に「川岳降靈」とあり、□仁墓誌銘（北魏）に「川岳胤承」とあり、徐起墓誌銘（北魏）に「資芳川岳」とあり、元瞻墓誌銘（北魏）に「公資靈川岳」とあり、元誦墓誌銘（北魏）に「資靈川岳」とあり、王導墓誌銘（北魏）に「資靈川岳」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「川岳降祉」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「苞川岳之上靈」とあり、赫連悦墓誌銘（北魏）に「体川岳之妙靈」とあり、呂仁墓誌銘（北魏）に「承靈川岳」とあり、元襲墓誌銘（北魏）に「鍾美川岳」とあり、王温墓誌銘（北魏）に「川岳降靈」とあり、石育妻戴夫人墓誌銘（北魏）に「川嶽無固」とあり、元鑽遠墓誌銘（北魏）に「君体川岳之靈」とあり、元道隆墓誌銘（北魏）に「君稟川岳之邃」とある。（上記は北魏のみ）

13 幼而有知 幼い頃から知力があつたという意。幼而は◇墓誌銘には、崔鴻墓誌銘に「幼而聡穎」とあり、奚牧墓誌銘に「幼而敏悟」とあ



り、元琛墓誌銘に「幼而老成」とあり、元孟輝墓誌銘に「幼而聰惠」とあり、殷伯姜墓誌銘に「幼而聰愨」とある。●有知は知識あるもの。『穀梁伝』僖公十六年に「石無知之物、鵙微有知之物。」とある。◇墓誌銘には、稿貴榮墓誌銘に「而有知識」機聡」とあり、楊紹墓誌銘に「公生若有知幼而穎悟」とある。王秀墓誌銘（北齊）に「有知識機聡」とあり、楊紹墓誌銘（北周）に「若有知幼」とある。

14 長而通敏 大人になって聡明さをわきまえている意。 長而は◇墓誌銘には、元誘命婦馮氏墓誌銘に「長而弥邵」とあり、元鸞墓誌銘に

「長而弥篤」とあり、元通直妻于昌容墓誌銘に「長而弥業」とあり、馮迎男墓誌銘に「長而弥甚」とあり、臨洮王妃楊氏墓誌銘に「長而温敏」とあり、元過仁墓誌銘に「長而韶亮」とある。●通敏は、物事をよく悟る。才識の敏捷なこと。『漢書』趙広漢伝に「廉結通微敏」とあり、『三國志』呉志・孫登伝に「皆通敏有識斷」とあり、『晋書』嵇紹伝に「含性通敏、好薦達才賢」とあり、『北齊書』皮景和伝に「景和少

通敏、善騎射。」とある。◇墓誌銘には、元愔墓誌銘に「学芸通敏」とあり、元天穆墓誌銘に「織裁通敏」とあり、郭肇墓誌銘に「祖識尚通敏」とあり、元暉墓誌銘に「風神通敏」とあり、張瓊墓誌銘に「器量通敏」とあり、崔寬墓誌銘に「学歳通敏」とあり。劉昭墓誌銘（北魏）

に「君志性通敏」とあり、元愔墓誌銘（北魏）に「学芸通敏」とあり、元天穆墓誌銘（北魏）に「織裁通敏」とあり、郭肇墓誌銘（東魏）に「祖識尚通敏」とあり、元暉墓誌銘（東魏）に「風神通敏」とあり、張瓊墓誌銘（東魏）に「器量通敏」とあり、崔寬墓誌銘（北齊）に

「学歳通敏」とある。 15 神慧起自蒲車 神慧は蒲草の車から起こるという意。 神慧は他に引用がない。蒲車は蒲草を車輪の裏に巻いた車。『史記』封禪書伝「古者封禪為蒲車」の注に「索隱曰、謂蒲裹車輪、惡傷草木。」とあり、『後漢書』襄楷伝に「仲桓術深、蒲車屢尋。」とあり、『南齊書』劉虬伝に「請加蒲車束帛之命」とある。◇墓誌銘には、□智源墓誌銘（北齊）に「始駕蒲車」とある。

16 眸弁発於竹馬 眸弁は幼い頃から始まっているという意。 眸弁は不明。●竹馬は童子の遊ぶ竹竿。『後漢書』郭伋伝に「始至行部、西河美稷、有童兒數百、各騎竹馬、道次迎拜」とある。『晋書』殷浩伝に「温語人曰、少時吾與浩共騎竹馬」とある。◇墓誌銘には、元弼墓誌銘（北魏）に「竹馬相迎」とあり、平西將軍殘墓誌銘（北魏）に「自髮幼竹馬之衿不雜」とあり、郭穎墓誌銘（北魏）に「爰自髫幼竹馬之衿」とあり、元仙墓誌銘（北魏）に「馨香発於竹馬之年」とあり、元暉墓誌銘（北魏）に「竹馬盈郊」とあり、王馥墓誌銘（北魏）に「孤能歛

兼竹馬之英」とあり、元信墓誌銘（北魏）に「無竹馬之歛」とあり、王翊墓誌銘（北魏）に「必存竹馬之信」とあり、赫連悅墓誌銘（北魏）に「茂於竹馬」とあり、元鑽遠墓誌銘（北魏）に「惠同竹馬」とあり、元彧墓誌銘（北魏）に「甫遊竹馬」とあり、楊定墓誌銘（東魏）に

「竹馬初年」とあり、元嶷墓誌銘（東魏）に「雖竹馬未侯」とあり、邢宴墓誌銘（東魏）に「不失竹馬之期」とあり、郭欽墓誌銘（東魏）に「晋陽竹馬」とあり、郭彦道墓誌銘（北齊）に「竹馬全信」とあり、尔朱元静墓誌銘（北齊）に「竹馬已来」とあり、封子繪墓誌銘（北

齊)に「竹馬盈途」とあり、張僧顯墓誌銘(北齊)に「儻思竹馬之歲」とあり、馮虬墓誌銘(北齊)に「号野鶴於竹馬」とあり、陸延壽墓誌銘(北齊)に「竹馬感信」とあり、□智源墓誌銘(北齊)に「初乘竹馬」とあり、独孤善墓誌銘(北齊)に「竹馬晨邀」とあり、李智源墓誌銘(北齊)に「初乘竹馬」とあり、尉遲雲墓誌銘(北周)に「竹馬蒲鞭之化」とあり、郭繼祖墓誌銘(北周)に「通神虧竹馬祖」とある。

17 故清規之称 故に人に従うことの規範であるという呼称はという意。清規は供人遵循の規範。『晋書』裴秀伝に「頗有清規、承家來媚」とあり、『梁書』謝朓伝に「且文宗儒肆、互居其長、清規雅裁、兼擅其美。」とあり、『魏書』彭城王伝に「乃手詔世宗曰、汝第六叔父勰、清規懋賞、與白雲俱潔」とある。◇墓誌銘には、張朗墓誌銘(西晋)に「清規遠舉」とあり、王宝玉墓誌銘(齊)に「清規素范」とあり、楊播墓誌銘(北魏)に「清規懋矩」とあり、唐耀墓誌銘(北魏)に「清規雲秀」とあり、韓震墓誌銘(北魏)に「清規素誉」とあり、楊津墓誌銘(北魏)に「清規独高」とあり、乞伏宝墓誌銘(北魏)に「清規雅量」とあり、張滿墓誌銘(東魏)に「清規素範」とあり、趙鑒墓誌銘(東魏)に「清規貞俗」とあり、魏仲姿墓誌銘(東魏)に「清規内肅」とあり、崔元容墓誌銘(東魏)に「清規不域」とあり、蕭正表墓誌銘(東魏)に「清規素德」とあり、趙超宗妻王氏墓誌銘(西魏)に「織績清規」とあり、元讞妻于氏墓誌銘(北齊)に「清規素范」とあり、李騫墓誌銘(北齊)に「勝範清規」とあり、朱岱林墓誌銘(北齊)に「清規勝範」とあり、李稚廉墓誌銘(北齊)に「素履清規」とあり、元始宗墓誌銘(北齊)に「俗頼清規」とあり、李祖勳墓誌銘(北齊)に「清規素誉」とあり、馬郡墓誌銘(北周)に「積基慶之清規」とあり、韋孝寬墓誌銘(北周)に「清規雅量」とある。

18 於是号为世襲 ここは世代継承の爵位とするという意。世襲は世代継承の爵位。『後漢書』順帝劉保紀に「初聽中官得以養子為後、世襲封爵」とあり、『三国志』魏志・武帝紀に「曹參以功封平陽侯、世襲爵土」とあり、『魏書』敬宗孝莊帝 元子攸に「開府、世襲并州刺史」とあり、『宋書』袁顥伝に「汝中京冠冕、儒雅世襲、多見前載」とある。◇墓誌銘には、元悦墓誌銘(北魏)に「龜社世襲」とあり、夫人李渠蘭墓誌銘(北魏)に「衣冠世襲」とあり、高道悦墓誌銘(北魏)に「世襲冠冕」とあり、元祐墓誌銘(北魏)に「世襲休光」とあり、崔寶媛墓誌銘(北魏)に「世襲冠帶」とあり、辛祥墓誌銘(北魏)に「自茲以降軒冕世襲」とあり、邴勛墓誌銘(北魏)に「黄茅世襲」とあり、郭定興墓誌銘(北魏)に「世襲華秀」とあり、馮邕妻元氏墓誌銘(北魏)に「世襲相伝」とあり、張斌墓誌銘(北魏)に「珪璋世襲」とあり、賈祥墓誌銘(北魏)に「衣纓世襲」とあり、崔鴻墓誌銘(北魏)に「羽儀世襲」とあり、于纂墓誌銘(北魏)に「世襲補闕」とあり、緜静墓誌銘(北魏)に「朱纓世襲」「世襲羔裘」とあり、元天穆墓誌銘(北魏)に「除世襲并州刺史」とあり、石育妻戴夫人墓誌銘(北魏)に「世襲風概」とあり、賀夫人示迴墓誌銘(北魏)に「令夫人世襲」とある(以上、北魏のみ)。

19 素範之美 手本となる美の意。素範は元からある手本。『晋書』吳達伝に「清風素範、高山景行」とあり、『隋書』趙元楷妻伝に「家有素範、子女皆遵禮度」とある。◇墓誌銘には、楊鈞墓誌銘（北魏）に「素範高暉」とあり、元肅墓誌銘（北魏）に「朝□素範」とあり、張滿墓誌銘（東魏）に「清規素範」とあり、諱子輝字景安墓誌銘（北齊）に「君清猷素範」とある。

20 自此言其可遠大 これよりその広く大きいことを言う。遠大は遠遠広闊、志が遠く大きいこと。『後漢書』皇后紀に「難矣哉、言終無遠大也」とあり、『三国志』魏書「誠未得其遠大者也」とあり、『晋書』殷仲堪伝に「但求古賢心、宜存之遠大耳」とあり、『魏書』盧玄伝に「有識者許之以遠大」とある。◇墓誌銘には、元睿墓誌銘（北魏）に「仆歲許其遠大」とあり、元仙墓誌銘（北魏）に「故宗黨服卞遠大」とあり、元宝月墓誌銘（北魏）に「咸以遠大許之矣」とあり、崔鴻墓誌銘（北魏）に「器業遠大」とあり、于神恩墓誌銘（北魏）に「皆以遠大許之」とあり、郭珍墓誌銘（北魏）に「衣冠許之遠大」とあり、元誕墓誌銘（北魏）に「自以識其遠大」とあり、元誦墓誌銘（北魏）に「遠大表白觸辰」とあり、元繼墓誌銘（北魏）に「咸以遠大許之」とあり、韓震墓誌銘（北魏）に「方期遠大」とあり、元鑽遠墓誌銘（北魏）に「固以遠大許之」とあり、李翼墓誌銘（北魏）に「遠大在志」とあり、司馬僧光墓誌銘（東魏）に「識者以遠大許之」とあり、崔景播墓誌銘（東魏）に「先達成以遠大相許」とあり、元暉墓誌銘（東魏）に「咸以遠大相許」とあり、祖賁之墓誌銘（東魏）に「遠大之望」とあり、鄭子詢墓誌銘（西魏）に「固以遠大許焉」とあり、赫連遷墓誌銘（北齊）に「鴻窺遠大之心」とあり、陸淨墓誌銘（北齊）に「俱期遠大」とあり、竇泰墓誌銘（北齊）に「致茲遠大」とあり、崔孝直墓誌銘（北齊）に「灼熱許以遠大也」とあり、張肅墓誌銘（北齊）に「早懷遠大」とあり、王諱「左ノ右寔」墓誌銘（北齊）に「志存遠大」とあり、宇文長墓誌銘（北齊）に「漠不許其遠大」とあり、王光墓誌銘（北周）に「宣殊効方欲剋在以口遠大」とあり、乙弗紹墓誌銘（北周）に「以遠大期之長樹」とあり、李賢墓誌銘（北周）に「郷党許其遠大」とあり、独孤賓墓誌銘（北周）に「固以遠大許矣」とあり、柳鸞墓誌銘（北周）に「博有遠大」とあり、韋彪墓誌銘（北周）に「方申遠大」とある。

21 雄規出世、英略不群 計画が表れ、策略に群がらないという意。雄規は広大な計画。勇ましい謀。賢明な策略。『後漢書』西羌伝に「爭設雄規、更奉征討之命」とあり、『隋書』高祖上伝に「雄規神略」とある。◇墓誌銘には、宇文延墓誌銘（北魏）に「雄規雋發」とあり、元液墓誌銘（北魏）に「城濮内念雄規」とあり、元彘墓誌銘（北魏）に「雄規傑出」とあり、高建墓誌銘（北齊）に「俠書劍之雄規」とあり、高渙墓誌銘（北齊）に「卓犖雄規」とある。●出世は世に出る、立身する。◇墓誌銘には、鄭道忠墓誌銘（北魏）に「間平出世」とあり、元昉墓誌銘（北魏）に「奇骨出世」とあり、元肅墓誌銘（北魏）に「道勳出世」とあり、元彘墓誌銘（北魏）に「出世栖神」とあり、高貴墓誌銘（東魏）に「幼表出世之姿」とあり、李華墓誌銘（北齊）に「氏出世功」とあり、李尼墓誌銘（北齊）に「出世問道」とある。●英

略は優れた謀。『三国志』蜀書諸葛亮傳に「備由此知亮有英略、乃以上客禮之」とあり、『晋書』安帝紀に「鎮軍將軍裕英略奮發、忠勇絶世」とあり、『魏書』彭城王伝に「英略潛通」とあり、同陸倕伝に「然簡英略之將」とある。◇墓誌銘には、元暉墓誌銘（北魏）に「実行英略」とあり、唐耀墓誌銘（北魏）に「英略泉飛」とあり、元子永墓誌銘（北魏）に「英略載敷」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「少有英略」とあり、周度墓誌銘（北周）に「以祖英略」とあり、独孤賓墓誌銘（北周）に「宋義之英略」とあり、匹婁歛墓誌銘（北周）に「夙擅英略」とある。●不群は群衆を離れて超出する。『楚辞』九章・惜誦篇に「行不群以巔起兮、又衆兆之所哈」とあり、『漢書』十三王伝・常山憲王舜に「夫唯大雅、卓爾不羣、河間獻王近之矣」とあり、『白虎通』喪服篇に「練不群、立不旅」とある。◇墓誌銘には、陶浚墓誌銘（北魏）に「博学不群」とあり、馮邕妻元氏墓誌銘（北魏）に「材貌不群」とあり、張寧墓誌銘（北魏）に「学歳不群」とあり、爾朱世邕墓誌銘（北齊）に「淑儻不群」とあり、馬龜墓誌銘（北周）に「秀出不群」とある。

22 監裁所帰 善惡の帰するところという意。 監裁は鑑裁。善惡を見分けること。『晋書』賈充伝に「充從子彝、遵並有鑒裁」とあり、同祖逖伝に「朝野歎納有鑒裁焉」とあり、『魏書』李宝伝に「承方裕有鑒裁、為時所重」とある。

23 物望爰属 人望はここに属しているという意。 物望は衆人の仰望する人、評判のよい人。『晋書』王羲之伝に「而未允物望」とあり、同石勒伝に「物望皆歸之」とあり、『魏書』顧綏暉徐還、以安物望」とあり、同劉休賓伝に「太和中、高祖選盡物望」とあり、『南史』張牽伝に「卿東南物望、朕宿昔所聞」とある。◇墓誌銘には、裴良墓誌銘（東魏）に「以未尽物望」とあり、張滿墓誌銘（東魏）に「実符物望」とある。●爰属は、◇墓誌銘には、楊順墓誌銘（北魏）に「爰属時良」とあり、元彧墓誌銘（北魏）に「爰属奉常」とあり、夫人諱脩娥墓誌銘（北魏）に「母師爰属」とある。

24 以君清徽宅身 君の清らかで気高きで身を立てるという意。 清徽は清らかで気高い。『後漢書』尹勳伝に「而勳獨持清操、不以地執尚人」とあり、同儒林伝高詡伝に「以信行清操知名」とある。『魏書』蘇淑伝に「齊獻武王追美清操」とある。◇墓誌銘には、劉襲墓誌銘（西晋）に「仰清徽而攬泪」とあり、馮聿墓誌銘（北魏）に「敢述清徽」とあり、元颺墓誌銘（北魏）に「以述清徽」とあり、邢偉墓誌銘（北魏）に「永賁清徽」とあり、奚牧墓誌銘（北魏）に「業継清徽」とあり、劉惠芳墓誌銘（北魏）に「嫡近清徽」とあり、劉道斌墓誌銘（北魏）に「乃特引君子清徽殿屈」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「清徽令望」とあり、元瑛墓誌銘（北魏）に「清徽素誉」とあり、元飄墓誌銘（北魏）に「清徽永刊」とあり、元寿安墓誌銘（北魏）に「清徽永鑄」とあり、元固墓誌銘（北魏）に「清徽永鑄」とあり、元順墓誌銘（北魏）に「鬱藹清徽」とあり、元広墓誌銘（北魏）に「清徽永鑄」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「慕其清徽」とあり、李翼墓誌銘（北魏）に「清徽外茂」とあり、閻伯昇墓誌銘（東魏）に「清徽外映」とあり、辛術夫婦墓誌銘（東魏）に「式記清徽」とあり、宇文紹義墓誌

銘（東魏）に「清徽素譽」とあり、梁伽耶墓誌銘（北齊）に「清徽□範」とあり、韓裔墓誌銘（北齊）に「清徽播於朝野」とあり、李祖牧墓誌銘（北齊）に「雅実清徽」とあり、李賢墓誌銘（北周）に「勒清徽於銘志」とあり、独孤賓墓誌銘（北周）に「清徽永戢」とあり、楊戾墓誌銘（北周）に「清徽下世」とあり、若干榮墓誌銘（北周）に「清徽遠被」とあり、李賢墓誌銘（北周）に「清徽永矣」とあり。●宅身は身を立てる。◇墓誌銘には、元尚之墓誌銘（北魏）に「五礼宅身」とあり、楊機墓誌銘（東魏）に「儒素宅身」とある。

25 風華在己 風采と才華が内在しているという意。 風華は風采と才華。 外見の美しさ。『南史』到溉伝に「長八尺、眉目如點、白皙美鬚、舉動風華、善於應答」とあり、同謝晦伝に「時謝混風華 為江左第一」とあり、『南齊書』鬱林王蕭昭業紀に「史臣曰、鬱林王風華外美、眾所同惑」とある。◇墓誌銘には、裴敬墓誌銘（北魏）に「垂声風華」とあり、太妃李氏墓誌銘（北魏）に「邦黨敬其風華」とあり、李璧墓誌銘（北魏）に「風華帝閣」とあり、于彘墓誌銘（北魏）に「承奔世之風華」とあり、游松墓誌銘（東魏）に「風華已畢」とあり、李桃杖墓誌銘（北齊）に「風華令望」とあり、郭生墓誌銘（北周）に「溢英風華」とあり、楊操墓誌銘（北周）に「風華春柳」とあり、独孤藏墓誌銘（北周）に「風華独俊」とある。

26 特所留愛 特別に愛する所。 留愛は『魏書』京兆王愉伝に「世宗留愛諸弟」とあり、『宋書』隱逸伝周續之伝に「留愛崑卉」とあり、『梁書』馮道根伝に「有功不伐、撫人留愛、守邊」とある。◇墓誌銘には、長孫嵩墓誌銘（北魏）に「時「復一彳」留愛」とあり、封龍墓誌銘（北魏）に「遺歌留愛」とあり、元頊墓誌銘（北魏）に「留愛主上」とあり、魏仲姿墓誌銘（東魏）に「特留愛眷」とある。

27 偏見器重 片寄って重視されたという意。 偏見は片寄って公平でない見方、片寄った意見。『漢書』杜鄴伝に「疏賤獨偏見、疑内亦有此類」とあり、『魏書』皇后伝・孝文幽皇后馮氏伝に「后有姿媚、偏見愛幸」とあり、『南齊書』伝に「褒嘉之典、偏見甄沐」とある。●器重は才器があるとして重んずる。『史記』周本紀に「多名器重寶」とあり、同秦始皇本紀に「不愛珍器重寶肥美之地」とあり、『漢書』項籍伝に「不愛珍器重寶肥饒之地」とあり、同馮野王伝に「野王雖不爲三公、甚見器重、有名當世。」とあり、同疏廣伝に「廣繇是見器重、數受賞賜」とあり、『後漢書』肅宗孝章帝紀とあり、「少寬容、好儒術、顯宗器重之」とあり、『魏書』于栗磾伝に「高祖嘉其忠操、益器重之」とある。◇墓誌銘には、王悦郭夫人墓誌銘（北魏）に「器重閭閻」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「並器重德尊」とあり、房智墓誌銘（北齊）に「器重千鈞」とあり、皇甫艷墓誌銘（北齊）に「器重当世」とあり、達府忠墓誌銘（北周）に「器重当今」とある。

28 遂以妖氛未滅 ついに不穏な雲気は未だなくならないという意。 妖氛は不詳の運氣、悪い気、災い、凶悪な災害、災難と変乱。『左伝』昭公十五年「吾見赤黑之祲」の杜預注に「祲、妖氛也」とあり、『晋書』唐彬伝に「恃牛斗之妖氛、奄有水郷」とあり、同周訪伝に「屢殄妖氛」とあり、『周書』宇文邕伝に「雖復妖氛蕩定、而民勞未康」とあり、『北史』周本紀伝に「雖復妖氛蕩定、而人勞未康」とある。◇墓

誌銘には、張弁墓誌銘（北魏）に「妖氛起北」とあり、元朗墓誌銘（北魏）に「妖氛競起」とあり、宇文善墓誌銘（北魏）に「截妖氛孔熾」とあり、宇文延墓誌銘（北魏）に「妖氛以答」とあり、元悌墓誌銘（北魏）に「蕩妖氛於四海」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「妖氛四塞」とあり、元均墓誌銘（東魏）に「妖氛自息」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「妖氛侵盛」とあり、裴子誕墓誌銘（北齊）に「屬関右妖氛」とある。

29 遊塵仍梗 ほこりをなお塞いでいるという意。遊塵は梗は塞ぐ。遊塵は浮遊しているほこり。劉峻「広絶交論」に「視若遊塵、遇同土梗」とあり、『後漢書』張衡伝に「遊塵外而警天兮、據冥翳而哀鳴」とあり、『梁書』任昉伝に「視若遊塵、遇同土梗」とある。◇墓誌銘には、常季繁墓誌銘（北魏）に「遊塵夜塞」とあり、堯奮墓誌銘（東魏）に「海域遊塵」とある。

30 秉律之任 法律を守ることの任務の意。秉律は『魏書』任城王伝に「每垂三宥、秉律執請」とあり、『梁書』侯景伝に「爰初秉律、實先啟行」とある。法律を守る。◇墓誌銘には、元長墓誌銘（北魏）に「秉律維城」とあり、元子永墓誌銘（北魏）に「王復秉律東川」とあり、劉殺鬼墓誌銘（北齊）に「秉律橫行」とある。

31 注意斯在 心に止めていることがここにあるという意。注意は留意。心にとめる。『史記』田敬仲完世家論に「易之爲術、幽明遠矣、非通人達才孰能注意焉」とある。

32 拳仁勇 仁と勇氣によるものであるという意。仁勇は仁慈勇敢。慈しみ深く勇氣がある。『吳子』論將伝に「然其威德仁勇、必足以率下」とあり、『漢書』辛慶忌伝に「質行正直、仁勇得衆心」とあり、『魏書』燕鳳伝に「其別部大人劉庫仁勇而有智」とある。◇墓誌銘には、元淵墓誌銘（北魏）に「安危注意」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「注意斯在」とあり、穆紹墓誌銘（北魏）に「安危注意」とあり、法師杜氏墓誌銘（北魏）に「注意法輪」とあり、何琛墓誌銘（東魏）に「縉紳注意」とあり、竇泰墓誌銘（北齊）に「注意鼓鞞」とあり、杜孝績妻乙夫人墓誌銘（北齊）に「凶伝注意」とある。

33 乃属武泰在運 武泰の年号には運があつたという意。武泰は北魏・孝荘帝の年号のこと。

34 昏后乱政 暮れて後、政治を傷つける意。昏后は昏後。『漢書』李廣伝に「昏後、陵便衣獨歩出營」とある。乱政は政治を傷つける。

『毛詩』国風 檜篇に「國小政亂」とあり、『国語』晋語三「失刑亂政、不威」の韋昭注に「有罪不殺爲失刑、失刑則政亂、政亂則威不行」とあり、『漢書』董仲舒伝に「然而政亂國危者甚衆」とあり、『魏書』孫紹伝に「中京以來、文華而政亂」とある。◇墓誌銘には、王導墓誌銘（北魏）に「太后乱政」とあり、楊順墓誌銘（北魏）に「羯胡乱政」とあり、洛平墓誌銘（西魏）に「英雄乱政」とある。

35 魏道中微 魏の政治は中頃衰えたという意。魏道は『魏書』伝に「天地清晏、魏道熙隆」とあり、同崔光伝に「誕育帝躬、維興魏道」

とある。魏の政治の意。◇墓誌銘には、元懌墓誌銘（北魏）に「太平魏道」とあり、賈思伯墓誌銘（北魏）に「経綸魏道」とあり、元略墓誌銘（北魏）に「中興魏道」とあり、王真保墓誌銘（北魏）に「魏道歴終」とあり、高公妻茹茹公主閭叱地連墓誌銘（東魏）に「皇魏道映寰中」とあり、崔芬墓誌銘（北齊）に「洎魏道南被」とあり、閻子璨墓誌銘（北齊）に「魏道武之婿」とあり、竇泰墓誌銘（北齊）に「魏道威遲」とあり、高榮墓誌銘（北齊）に「自魏道分崩」とあり、皇甫琳墓誌銘（北齊）に「属魏道不安」とあり、封子繪墓誌銘（北齊）に「既而魏道将季」とあり、薛広墓誌銘（北齊）に「魏道淪覆」とあり、雲榮墓誌銘（北齊）に「及魏道凌遲」とあり、魏懿墓誌銘（北齊）に「魏道英烈」とあり、□順墓誌銘（北齊）に「馬属魏道」とあり、独孤賓墓誌銘（北齊）に「大祖権輿魏道」とあり、匹婁歆墓誌銘（北齊）に「属魏道云季」とあり、元瓊墓誌銘（北周）に「属魏道淪潛」とある。●中微は中道衰微『史記』楚世家に「季連生附沮、附沮生亢熊、其後中微、或在中國、或在蠻夷、弗能紀其世」とあり、『漢書』王莽伝に「遭漢中微、國統三絶」とあり、『魏書』肅宗孝明帝元詡伝に「國道中微、大行絶祀」とある。◇墓誌銘には、王令嬌墓誌銘（北周）に「晋室中微」とある。

36 社稷無主 神々に主はいないという意。社稷は古代の帝王・諸侯の祭る土神、谷神。社が土地の神、稷は五穀の神。『書経』太甲上篇に「先王顧諟天之明命、以承上下神祇、社稷宗廟罔不祇肅」とあり、『孟子』尽心下篇に「民爲貴、社稷次之、君爲輕」とあり、『魏書』太祖道武帝 托跋珪伝に「遷都平城、始營宮室、建宗廟、立社稷」とある。◇墓誌銘には、賈皇后乳母美人徐義墓誌銘に墓誌銘（北魏）に「凶危社稷」とあり、元詮墓誌銘（北魏）に「安社稷之勳」とあり、王蕃墓誌銘（北魏）に「安社稷之勳」とあり、高道悦墓誌銘（北魏）に「喪朕社稷之臣」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「安全社稷」とあり、元誘墓誌銘（北魏）に「慮社稷之傾危」とあり、于景墓誌銘（北魏）に「安魏社稷者」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「社稷獲安」とあり、元天穆墓誌銘（北魏）に「社稷焉歸」とあり、元恭墓誌銘（北魏）に「社稷攸頼」とあり、楊津墓誌銘（北魏）に「社稷之臣」とあり、高樹生墓誌銘（北魏）に「忠存社稷」とあり、王休墓誌銘（北魏）に「違社稷之重」とあり、高貴墓誌銘（北魏）に「社稷貞幹」とあり、高永樂墓誌銘（北魏）に「成社稷之器」とあり、封延之墓誌銘（東魏）に「真所謂社稷之衛」とあり、李希宗墓誌銘（東魏）に「蔚為社稷之臣」とあり、田弘墓誌銘（北周）に「延年議社稷之計」とある。●無主は主とするものがない。『公羊伝』宣公三年に「自外至者、無主不止」とあり、『呂覽』異用篇に「周文王使文拍池、得死人之骸、吏以聞於文王、更葬之、吏曰、此無主矣、文王曰、有天下者、天下之主也」とある。◇墓誌銘には、元瑛墓誌銘（北魏）に「御輪無主」とあり、元顯墓誌銘（北魏）に「宗廟無主」とあり、楊津墓誌銘（北魏）に「誠隍無主」とあり、元肅墓誌銘（北魏）に「宗柘無主」とあり、李翼墓誌銘（北魏）に「金鏡無主」とあり、赫連遷墓誌銘（北齊）に「神鼎無主」とあり、□尚墓誌銘（北齊）に「英雄無主」とあり、楊操墓誌銘（北周）に「喪無主祀」とある。

37 世荷蕃屏 世の中で衛守を担ったという意。荷は担う。世荷は、◇墓誌銘には、李季嬪墓誌銘（北齊）に「世荷遺塵」とある。●蕃屏は藩屏。衛守。『左伝』僖公二十四年伝に「昔周公弔二叔之不成、故封建親戚以蕃屏周」とあり、『左伝』昭公九年伝に「文武成康之建母弟、以蕃屏周」とあり、『漢書』地理志「諸侯蕃屏 四方、師古曰、「言雒陽四面皆有諸侯為蕃屏。」故立京師」とあり、『後漢書』和帝伝に「外有大國賢王並為蕃屏」とあり、『魏書』南安王楨伝に「臣雖才乖昔人、位居蕃屏」とある。◇墓誌銘には、于景墓誌銘（北魏）に「国之蕃屏」とあり、元淵墓誌銘（北魏）に「至於出臨蕃屏」とあり、李挺妻劉幼妃墓誌銘（東魏）に「世為蕃屏」とあり、元暉墓誌銘（東魏）に「是称蕃屏」とあり、韓樂妃墓誌銘（西魏）に「来賓蕃屏」とあり、閻子璨墓誌銘（北齊）に「蕃屏唯功」とあり、吳穆墓誌銘（北齊）に「蕃屏周親」とあり、張宗憲墓誌銘（北齊）に「耳則蕃屏」とあり、諱忻字始恂墓誌銘（北齊）に「蕃屏名岳」とあり、公孫氏妻王敬妃墓誌銘（北齊）に「出釐蕃屏」とあり、平文貞公国太妃盧蘭墓誌銘（北齊）に「棟梁蕃屏」とある。

38 志存匡復 志は、滅亡に瀕する国を復興させる意。匡復は正し救って回復する。『漢書』翟方進伝に「而信子匡復立為王」とあり、『晋書』安帝 司馬德宗伝に「論匡復之功」とあり、『魏書』辛雄伝に「東平王元匡復欲興棺諫諍」とある。◇墓誌銘には、游松墓誌銘（東魏）に「潜凶匡復」とあり、元均墓誌銘（東魏）に「有懷匡復」とあり、寶泰墓誌銘（北齊）に「志在匡復」とある。

39 起兵晋陽 晋陽で起兵した。起兵は出兵する。『戦国策』魏策に「燕王曰、子行矣、寡人聽子、為之起兵八万車二百乘、以從田文」とある。晋陽は『魏書』地理志に「并州：晋陽二漢、晋屬」とある。晋陽で挙兵した。

40 問罪伊闕 罪を伊闕という場所で問うたという意。問罪は罪を問いただす。『晋書』慕容德伝に「巡省岱宗、問罪齊魯」とあり、『魏書』出帝平陽王 元脩紀に「大丞相位居晋鄭、任屬桓文、興甲汾川、問罪伊洛」とあり、『北齊書』平鑒伝に「余朱王命世之雄、杖義建旗、奉辭問罪、勞忠竭力、今也其時」とあり、『宋書』吳喜伝に「軍王者頓偷一百三十斛米、初不問罪」とあり、『陳書』高祖上伝に「何必交州討賊、問罪之師、即回有所指矣」とある。◇墓誌銘には、封和突墓誌銘（北魏）に「問罪南服」とあり、李玄墓誌銘（東魏）に「鳴鼓問罪」とあり、堯奮墓誌銘（東魏）に「問罪擁旆」とあり、寶泰墓誌銘（東魏）に「問罪君側」とあり、張双墓誌銘（東魏）に「河汾問罪」とあり、裴子誕墓誌銘（東魏）に「龔行問罪」とあり、明湛墓誌銘（東魏）に「前駟問罪」とあり、達府忠墓誌銘（北周）に「河橋問罪」とある。●伊闕は『左伝』定公八年伝に「圍蟲牢。報伊闕也。遂侵衛」とあり、『魏書』世宗宣武帝元恪伝に「己亥、行幸伊闕」とある。

41 君識洞機萌 君の知識は機敏で芽生えを貫くという意。洞は貫く。萌は芽生え。●識洞は◇墓誌銘には、皇内司諱光墓誌銘（北魏）に「識洞冲昌」とあり、元斌墓誌銘（北魏）に「識洞冲初」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「識洞金経」とあり、穆景冑墓誌銘（北魏）に「識洞



真源」とあり、元誦墓誌銘（北魏）に「識洞機寂」とあり、元欽墓誌銘（北魏）に「識洞人先」「識洞玄文」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「非夫識洞玄中」とあり、王令媯墓誌銘（北周）に「識洞幾玄」とある。●機萌は◇墓誌銘には、元端墓誌銘（北魏）に「風機萌於夙心」とあり、鄭術墓誌銘（北周）に「洞識機萌」とある。

42 深鑿未兆 深く兆しを表さないことを鑑みたという意。深鑿は深く鑑みる。『陳書』後主紀も「深鑑、物情、匡我王度」とある。◇墓誌銘には、穆紹墓誌銘（北魏）に「深鑿止足」とある。●未兆は兆がないこと。『老子』に「我獨泊兮其未兆、如嬰兒之未孩」とあり、『魏書』胡叟伝に「寧有探蹟未兆者哉」とある。◇墓誌銘には、檀賓墓誌銘（北魏）に「鑿安危於未兆」とあり、居逸墓誌銘（北魏）に「玄機未兆」とある。

43 遂同經謀 ついに重大な謀を経謀を任されたという意。經謀は『魏書』私署涼王李暠伝に「吾觀其數年以來、經謀規略、有兼并之志」とあり、『北齊書』孝昭高演伝に「乃眷關右、實懷兼并之志、經謀宏遠」とあり、『周書』劉盈伝に「營之軍國經謀、頗得參預」とある。◇墓誌銘には、元札之墓誌銘（北魏）に「遂同万古」とあり、元暄墓誌銘（北魏）に「遂同綿徑」とある。元液墓誌銘（北魏）に「出納經謀」とある。

44 予此規略 この謀略を授かったという意。予は授かる。規略は謀略を計画すること。『文心雕龍』通變篇に「是以規略文統、宜宏大礼」とあり、『三國志』魏志・田予伝に「居身潔白、規略明練」とあり、同吳書・呂岱伝に「歷年不禽、非君規略」とあり、『晋書』賈充伝に「觀其規略、為反必也」とあり、『魏書』南安王伝に「規略淺短、失律喪師」とあり、同衛操伝に「才神絕世、規略超遠」とある。

45 日角有帰 大貴の相に帰ることがあったという意。日角は額骨中央部分の隆起。大貴の相。『史記』五帝本紀黃帝伝「黃帝者」の注に「生日角龍顔」とあり、同老子伝「老子者」の注に「額有三五達理、日角月懸、鼻有雙柱、耳有三門」とあり、『北史』于栗磾伝に「伏惟陛下日角龍顔」とあり、『魏書』尒朱榮伝に「佇龍顔而振腕、想日角以歎息」とある。

46 龍顔在曆 眉骨が円く隆起していることは歴史があるという意か。『史記』高祖本紀に「高祖爲人、隆準而龍顔、美須髯、左股有七十二黑子。」とあり、『魏書』昭成帝 托跋什翼犍 伝に「身長八尺、隆準龍顔、立髮委地」とある。在曆は『後漢書』律曆下伝に「在天成度、在曆成日」とある。◇墓誌銘には、元頤墓誌銘（東魏）に「繾綣龍顔」とあり、馮景之墓誌銘（西魏）に「予識龍顔」とあり、諱忻字始物墓誌銘（北齊）に「龍顔峻宇」とあり、楊延墓誌銘（北周）に「至于龍顔」とあり、達府忠墓誌銘（北周）に「君迺奉龍顔」とあり、47 本業既就 基本の学業は既に完成したという意。本業は根本の努め、根本の職業。『呂氏春秋』誣徒篇に「弟子居處修潔、身狀出倫、聞識疏達、就學敏疾、本業幾終者、則從而抑之、難而懸之、妬而惡之。」とあり、『塩鉄論』本議篇に「国有沃屋之饒、而民不足於食者、工商

盛而本業荒也。」とあり、『史記』商君伝に「大小勳力、本業耕織」とあり、『漢書』地理志「召父富以本業」の注に「師古曰、勸其務農以致富」とあり、『魏書』高崇伝に「若聽歸其本業、徭役微甄」とある。◇墓誌銘には、寧懋墓誌銘（北魏）に「宮房既就」とあり、薛広墓誌銘（北齊）に「既就朱藍之染」とあり、于孝卿墓誌銘（北齊）に「既就□徵」とある。

48 大賞斯行 大いに賞されることは既に行われているという意。大賞は大いに賞する。大いなる賞誉。『左伝』僖公二八年伝に「飲至大賞。徵會討貳」とあり、『魏書』太祖道武帝 托跋珪伝に「大賞功臣」とあり、『漢書』王莽伝に「則生有大賞」とある。◇墓誌銘には、李寧墓誌銘（北齊）に「大賞勳賢」とあり、●斯行は、◇墓誌銘には、長孫季墓誌銘（北魏）に「待傳斯行寔為女」とあり、陸浄墓誌銘（北齊）に「忠斯行己」とあり、叱羅協墓誌銘（北周）に「從斯行矣」とある。

49 以君誠效有著 君の忠誠と効力は現れたという意。誠効は誠効。忠誠と効力。『魏書』恩倖伝に「太宗時、王車之徒、雖云幸念、皆宣力夷險、誠效兼存、未如趙脩等出於近習趨走之地、坐擅威刑、勢傾都鄙、得之非道、君子所以賤之」とあり、『梁書』申恬伝に「呂綽誠效益著、深同臣意」とある。誠効は『魏書』肅宗孝明帝 元詡伝に「先帝以其誠效既亮」とある。

50 鴻勳可録 偉大な事業や功績は記すべきであるという意。録は記す。鴻勳は偉大な功勳。広大な事業。『孟子』尽心上篇に「孟子曰。廣土眾民。君子欲之」とあり、『後漢書』百官五 王国伝に「豈直鴻勳碩德」とあり、『三国志』曹操伝に「蓋所用速示威懷而著鴻勳也」とあり、『魏書』肅宗孝明帝 元詡 紀第伝に「而鴻勳未半、早已登遐」とある。◇墓誌銘には、高湛墓誌銘（東魏）に「誠効剋宣」とあり、徐之才墓誌銘（北齊）に「廉誠効節」とあり、●有著は、◇墓誌銘には、元襲墓誌銘（北魏）に「勳庸有著」とあり、鞠基墓誌銘（北魏）に「有著君□」とあり、□伏買墓誌銘（北魏）に「慎肅有著」とある。

51 崇章須被 飾りを尊び、着るべし。被は着る。崇章は未詳。◇墓誌銘には、元融墓誌銘（北魏）に「崇章峻秩」とある。

52 広土宜及 広大な土地に及ぼすべきである。広土は広大な土地。『漢書』武帝 劉徹 伝に「禪、闡也。廣土地也。」とあり、『後漢書』黨融伝に「誠欲令恭肅畏事、恂恂循道、不願其有才能、何況乃當傳以連城廣土、享故諸侯王國哉。」とある。◇墓誌銘には、王休墓誌銘（東魏）に「広土膏腴」とある。

53 後以酬庸未足 後に報酬は十分ではなかったという意。酬庸は報酬、お礼。『後漢書』謝弼伝に「必酬庸勳、開國承家、小人勿用」とある。◇墓誌銘には、『魏書』于栗磾伝に「然酬庸理乖、有司執奪」とある。元琛墓誌銘（北魏）に「策爵所以顯酬庸」とあり、王寿德墓誌銘（北魏）に「策具酬庸」とあり、郭定興墓誌銘（北魏）に「論功酬庸」とあり、元子正墓誌銘（北魏）に「言念酬庸」とあり、辛璞墓誌銘（北魏）に「備以酬庸」とあり、長孫子沢墓誌銘（北魏）に「称伐酬庸」とあり、李憲墓誌銘（東魏）に「露袞酬庸」とあり、高永樂墓

誌銘（東魏）に「裂壤酬庸」とあり、陸浄墓誌銘（北齊）に「且曰酬庸」とあり、高岳墓誌銘（北齊）に「式叙酬庸」とあり、李寧墓誌銘（北齊）に「未獲酬庸」とあり、諱子輝字景安墓誌銘（北齊）に「舍爵酬庸」とあり、堯峻墓誌銘（北齊）に「褒績酬庸」とあり、斛律豐洛墓誌銘（北齊）に「酬庸書社」とある。●未尽是十分ではない。『論語』八佾篇に「尽美矣、未足善也」とある。◇墓誌銘には、郭翻墓誌銘（北魏）に「没猶以未及其在朝」とあり、元譚墓誌銘（北魏）に「著殺青而未及」とあり、元湛墓誌銘（北魏）に「賞能未及」とあり、元廩墓誌銘（北魏）に「前贈未及」とあり、楊兒墓誌銘（北魏）に「言功未及」とあり、爾朱紹墓誌銘（北魏）に「猶以勳業未及」とあり、丘哲墓誌銘（北魏）に「未及余誠」とあり、穆彦墓誌銘（北魏）に「在生未及」とあり、韓震墓誌銘（北魏）に「彼未及善」とあり、裴良墓誌銘（東魏）に「以未及物望」とあり、劉懿墓誌銘（東魏）に「以為未及」とあり、閻伯昇墓誌銘（東魏）に「遙塗未及」「未及東隅」とあり、高永樂墓誌銘（東魏）に「猶言未盡」とあり、房纂墓誌銘（東魏）に「未及名壽」とあり、石信墓誌銘（北齊）に「帝凶猶言未及」とあり、韋孝寬墓誌銘（北周）に「箭杆未及」とある。

54 宜更褒錫 更に褒美を与えるのがよいという意。褒錫は褒めてものを賜る。『漢書』郊祀志に「此鼎殆周之所以褒錫大臣」とあり、『魏書』儒林伝・樂遜伝に「在任數載、頻被褒錫」とあり、同張普惠伝に「故特蒙褒錫、乃萬代之高事」とある。◇墓誌銘には、元举墓誌銘（北魏）に「褒錫之典」とあり、高雅墓誌銘（東魏）に「宜加褒錫」とあり、高「左シ十于寔」墓誌銘（東魏）に「褒錫日委」とある。

55 君器度詳雅 君は器量が穏やかであるという意。器度は心が広くゆったりとしている。器量、識量。『晋書』列女伝に「范陽王有非常器度、若燕祚未終、其在王乎」とあり、『魏書』樂平王丕伝に「太宗以丕長、愛其器度、特優異之」とあり、同李順伝に「善風儀、好學、有器度」とあり、『北史』楊津伝に「少端勤、以器度見稱」とある。◇墓誌銘には、王「左王十右墜」奴墓誌銘（北魏）に「非公器度純懿」とあり、楊彦墓誌銘（北魏）に「器度淹雅」とあり、高雅墓誌銘（東魏）に「器度閑正」とあり、高貴墓誌銘（東魏）に「器度清高」とあり、穆景相墓誌銘（東魏）に「器度閑雅」とあり、元良墓誌銘（北齊）に「器度難量」とあり、高瓊墓誌銘（北齊）に「器度苞時」とあり、徐徽墓誌銘（北齊）に「器度掩華」とあり、索泰墓誌銘（北齊）に「器度平和」とあり、梁澈墓誌銘（北齊）に「器度淹複」とあり、陸盛榮墓誌銘（北齊）に「器度内深」とあり、元洪敬墓誌銘（北齊）に「器度弘深」とあり、賀蘭詳墓誌銘（北周）に「器度弘広」とある。●また、詳雅は落ち着きがあり雅やか。動作が行き届いていて礼儀正しい。『晋書』王衍伝に「衍字夷甫、神情明秀、風姿詳雅。」とあり、『宋書』張暢伝に「音韻詳雅、魏人美之」とあり、『梁書』王峻伝に「峻性詳雅、無趨競心」とある。◇墓誌銘には、元彝墓誌銘（北魏）に「升降詳雅」とあり、張寧墓誌銘（北魏）に「風度詳雅」とある。

56 風韻恢正 趣は正しさを広めるという意。風韻は風韻。風格、趣。優れた様子。『晋書』桓石秀伝に「石秀、幼有令名、風韻秀徹」とあ

る。『魏書』「裘美風韻、善進止、衣冠之下、雅有容則」とあり、『梁書』柳世隆伝に「風韻清遠、甚獲世」とあり、同王規伝に「其風韻適正、神峰標映、千里絕迹、百尺無枝。」とある。◇墓誌銘には、建康長公主墓誌銘（北魏）に「風韻標秀」とあり、元斌墓誌銘（北魏）に「風韻高奇」とあり、劉道斌墓誌銘（北魏）に「風韻超奇」とあり、封之秉墓誌銘（北魏）に「風韻恢雅」とあり、元淵墓誌銘（北魏）に「風韻閑雅」とあり、元悌墓誌銘（北魏）に「風韻閑遠」とあり、元昂墓誌銘（北魏）に「風韻清光」とあり、穆彥墓誌銘（北魏）に「風韻詳遠」とあり、元弼墓誌銘（北魏）に「風韻當時」とあり、于君妻和醜仁墓誌銘（北魏）に「風韻閑正」とあり、楊彥墓誌銘（北魏）に「少挺風韻」とあり、元鑽遠墓誌銘（北魏）に「風韻恢爽」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「風韻夷雅」とあり、游松墓誌銘（東魏）に「風韻秀上」とあり、高貴墓誌銘（東魏）に「風韻淹雅」とあり、辛蕃墓誌銘（東魏）に「淹雅風韻」「邕容風韻」とあり、呂盛墓誌銘（東魏）に「貞峻風韻」とあり、房纂墓誌銘（東魏）に「道德風韻」とあり、蕭正表墓誌銘（東魏）に「風韻弘雅」とあり、房纂墓誌銘（西魏）に「道德風韻」とあり、薛脩義墓誌銘（北齊）に「風韻英拳」とあり、元円墓誌銘（北齊）に「風韻和雅」とあり、高潤墓誌銘（北齊）に「風韻西拳」とあり、鄭術墓誌銘（北周）に「風韻松声」とある。●恢正は正しさを広める。

57 一芸無違 経学は違うことがなかったという意。一芸は六芸の一つ。『史記』儒林伝に「通一藝以上、補文學掌故缺」とあり、『漢書』芸文志に「古之學者、耕且養、三年而通一藝」とあり、『晋書』列女伝に「一操可稱、一藝可紀、咸皆撰錄、為之傳云」とあり、『魏書』敬宗孝莊帝 元子攸伝に「但射槊翹關一藝而膽略有施者」とある。◇墓誌銘には、程主簿妻趙樂子墓誌銘（北齊）に「一芸罔遺」とある。●無違は、◇墓誌銘には、辛祥妻李慶容墓誌銘（北魏）に「率礼無違」とあり、司馬景和妻孟敬訓墓誌銘（北魏）に「檢無違度」とあり、常季繁墓誌銘（北魏）に「夙夜無違於婦道」とあり、臨洮王妃楊氏墓誌銘（北魏）に「無違四德」とあり、武宣王妃李媛華墓誌銘（北魏）に「四教無違」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘（北魏）に「夙夜無違」とあり、元瑛墓誌銘（北魏）に「四德無違」とあり、元瞻墓誌銘（北魏）に「部下無違」とあり、楊鈞墓誌銘（北魏）に「淹里無違」とあり、元誨墓誌銘（北魏）に「神聽無違」とあり、韓震墓誌銘（北魏）に「發行無違」とあり、邢僧蘭墓誌銘（北魏）に「造次無違」とあり、元恭墓誌銘（北魏）に「三省無違」とある（以上、北魏のみ）。

58 百行斯備 各種の品行は備わっているという意。百行は各種の品行。『詩経』衛風・氓篇「士之耽兮、猶可説也」の漢の鄭玄箋に「士有百行、可以功過相除」とあり、『後漢書』江革伝に「百行之冠、眾善之始也」とあり、『晋書』嵇康伝に「故君子百行、殊塗同致、循性而動、各附所安」とあり、『魏書』高允伝に「燕、常篤信、百行靡遺、位不苟進、任理栖遲」とある。◇墓誌銘には、郁久間肱墓誌銘（北魏）に「君子百行」とあり、長孫瑱墓誌銘（北魏）に「百行外郎」とあり、元宝月墓誌銘（北魏）に「百行必拳」とあり、元頭墓誌銘（北魏）に「百

行頭朝」とあり、元繼墓誌銘（北魏）に「総百行而脩己」とあり、元爽墓誌銘（北魏）に「兼之百行」とあり、公孫略墓誌銘（北魏）に「夫之百行」とあり、元朗墓誌銘（東魏）に「百行無爽」とあり、元阿耶墓誌銘（東魏）に「聿脩百行」とあり、司馬興龍墓誌銘（東魏）に「百行靡記」とあり、房悅墓誌銘（東魏）に「百行多緒」とあり、司馬遠龍墓誌銘（東魏）に「百行靡記」とあり、慕容纂墓誌銘（東魏）に「百行而為美」とあり、何琛墓誌銘（東魏）に「百行兼脩」とあり、史郎郎墓誌銘（東魏）に「至于教男百行訓女四德」とあり、叔孫固墓誌銘（東魏）に「人備百行」とあり、蕭正表墓誌銘（東魏）に「外兼百行」とあり、陸淨墓誌銘（北齊）に「百行為基」とあり、高榮墓誌銘（北齊）に「百行被已」とあり、李倩之墓誌銘（北齊）に「百行無玷」とあり、崔孝直墓誌銘（北齊）に「百行誰具」とあり、高孝瑜墓誌銘（北齊）に「百行兼拳」とあり、房智墓誌銘（北齊）に「能符百行」とあり、于孝卿墓誌銘（北齊）に「約躬百行」とあり、梁子彥墓誌銘（北齊）に「乃為百行之先」とあり、諱忻字始恂墓誌銘（北齊）に「身維百行」とあり、劉興安墓誌銘（北齊）に「唯孝百行」とあり、□智源墓誌銘（北齊）に「即共鳳鄒齊綵百行之本」とあり、孫驥墓誌銘（北齊）に「百行無爽」とあり、李智源墓誌銘（北齊）に「百行之」とあり、韓華墓誌銘（北齊）に「百行斯備」とあり、盧譽墓誌銘（北齊）に「君百行無点」とあり、長孫紹遠墓誌銘（北周）に「百行無阨於過」とある。

59 故愜愜之色 ゆえに喜びと怒り色はという意。 愜愜は喜愜。 喜びと怒り。 『晋書』孫玠 伝に「故終身不見喜愜之容。」とあり、『魏書』 伝に「石侯弟嘉、少沉敏、喜愜不形於色、兼有武略」とあり、『宋書』王曇首 伝に「喜愜不見於色」とある。 ◇墓誌銘には、永陽昭王蕭敷墓誌銘（梁）に「喜愜□滯匈衿」とあり、楊播墓誌銘（北魏）に「喜愜弗形」とあり、王導墓誌銘（北魏）に「匪矜愜愜」とあり、元子永墓誌銘（北魏）に「愜愜無色」とあり、司馬僧光墓誌銘（東魏）に「愜愜弗形於色」とある。

60 未形於家人 いまだ家の人々と形を作らない、結婚しないという意か。 家人は家中の人。 『詩経』周南・桃夭篇「桃之夭夭、其葉蓁蓁。之子于歸、宜其家人」の集伝に「家人、一家之人也」とあり、『莊子』則陽篇に「聖人其窮也、使家人忘其貧」とあり、『漢書』高帝紀に「常有大度、不事家人生産作業。」とあり、『魏書』高祖孝文帝紀に「帝親與之齒、行家人之禮」とある。 ◇墓誌銘には、元寿妃墓誌銘（北魏）に「礼染家人」とあり、元颺妻王夫人墓誌銘（北魏）に「易称家人美」とあり、李暉儀墓誌銘（北魏）に「家人伝辞」とあり、高樹生妻韓期姬墓誌銘（北魏）に「受日養於家人」とあり、章武王妃盧貴蘭墓誌銘（東魏）に「用之家人」とあり、婁黒女墓誌銘（北齊）に「家人未瞻愜愜」とあり、狄湛墓誌銘（北齊）に「家人情地」とあり、李稚廉墓誌銘（北齊）に「竊惟家人為嚴君」とあり、皮阿輪迦妻高氏墓誌銘（北齊）に「曲從家人之礼」とあり、高永樂妻元沙弥墓誌銘（北周）に「家人昆季」とある。

61 譏論之言 批難・議論の言葉の意。 譏論は批難と議論。 『抱朴子』微旨篇に「夫衣無蔽膚之具、資無謀夕之儲、而高談陶朱之術、自同

猗頓之策、取譏論者、其理必也。」とあり、『三国志』崔琰篇に「琰本意譏論者好譴呵而不尋情理也」とあり、『陳書』儒林伝・張譏伝に「譏論議往復、甚見嗟賞」とある。

62 上弗聞於朝廷 上は朝廷に聞くことはなかったという意。

63 方当籍此多善 まさにこの多善に借りてという意。多善は『梁書』裴子野伝に「其敘事評論多善」とあり、『宋書』范曄 孔熙先伝に「觸類多善、衣裳器服」とある。

64 用享余慶 あまりある慶福を享する意。余慶は餘慶。子孫・後世に来る恩恵。『易経』坤篇に「積善之家、必有餘慶。」とあり、『魏書』崔浩伝に「積不善者無餘慶」とあり、『南史』齊高帝諸子論に「梁武革齊、弗取前轍、子恪兄弟、並皆録用、雖見梁武之弘裕、亦表文獻之餘慶。」とある。◇墓誌銘には、梁桂陽国太妃王纂詔墓誌銘(梁)に「蟬聯余慶」とあり、穆亮墓誌銘(北魏)に「余慶流演」とあり、辛祥妻李慶容墓誌銘(北魏)に「余慶空誥」とあり、元睿墓誌銘(北魏)に「君承家余慶」とあり、楊舒墓誌銘(北魏)に「膺積福之余慶」とあり、常敬蘭墓誌銘(北魏)に「余慶徒言」とあり、李璧墓誌銘(北魏)に「空伝余慶」とあり、充華嬪盧令媛墓誌銘(北魏)に「嬪膺積善之余慶」とあり、席盛墓誌銘(北魏)に「余慶降祥」とあり、元秀墓誌銘(北魏)に「余慶空言」とあり、元宗正夫人司馬氏墓誌銘(北魏)に「余慶徒言」とあり、元斌墓誌銘(北魏)に「積善余慶」とあり、孫遼墓誌銘(北魏)に「公以兆余慶焉」とあり、韓君賄夫人高氏墓誌銘(北魏)に「余慶方納」とあり、緜夫人墓誌銘(北魏)に「資余慶之休緒」とあり、張猛龍墓誌銘(北魏)に「余慶徒説」とあり、崔鴻墓誌銘(北魏)に「君膺積善之余慶」とあり、郭珍墓誌銘(北魏)に「余慶徒言」「乃無余慶」とあり、元俊墓誌銘(北魏)に「余慶所及」とあり、元讞墓誌銘(北魏)に「余慶之口徒積」とあり、源模墓誌銘(北魏)に「余慶有章」とあり、荀景墓誌銘(北魏)に「用享余慶」とあり、尔朱襲墓誌銘(北魏)に「余慶在焉」とあり、邢僧蘭墓誌銘(北魏)に「余慶稟粹」とあり、宋府君墓誌銘(北魏)に「寔有余慶」とあり、乞伏宝墓誌銘(北魏)に「君資和余慶」「膺此余慶」とあり、賀夫人示迴墓誌銘(北魏)に「家承余慶」とある(以上、北魏のみ)。

65 如浮未幾 浮かぶようなもので未だどれほどではないという意。

『史記』天官書に「如沈 如浮、其野亡」とあり、『南齊書』豫章文獻王「臣窮生如浮、質操空素」とあり、『魏書』昭成帝 托跋什翼犍 伝に「水草相結、如浮橋焉」とある。◇墓誌銘には、薛脩義墓誌銘(北齊)に「忽矣如浮」とある。●未幾は幾ばくもない、少ない。『詩経』齊風・甫田に「未幾見兮、突而弁兮」とあり、『晋書』魏詠之伝に「始為殷仲堪之客、未幾竟踐其位、論者稱之」とあり、同陽裕伝に「忠清簡毅、篤信義烈、如陽士倫者、實亦未幾」とあり、『魏書』元天穆伝に「未幾、榮請天穆為行臺、朝廷不許、改授別將、令赴秀容」とある。◇墓誌銘には、管寧墓誌銘に「未幾、又拜為先祿大夫」とあり、元英

墓誌銘に「未幾、王愉背誣」とあり、王禎墓誌銘に「在省未幾」とあり、劉顔墓誌銘に「未幾、復転屯騎校尉」とあり、渴丸瓌墓誌銘に「在鎮未幾治接優寛」とあり、張弁墓誌銘に「范政未幾」とあり、世宗宣武皇帝第一貴嬪夫人司馬頤姿墓誌銘に「未幾遷命為第一貴嬪夫人」とあり、王虬墓誌銘に「君初娉董門未幾」とあり、元昭墓誌銘に「旋軫未幾」とあり、呂通墓誌銘に「撫位未幾」とあり、檀賓墓誌銘に「釐郡未幾」とあり、于景墓誌銘に「昇朝未幾」とあり、元暉墓誌銘に「初宦未幾」とあり、元順墓誌銘に「下擧未幾」とあり、張彦墓誌銘に「尋転奉」車都尉登官未幾」とあり、陸紹墓誌銘に「在官未幾」とあり、楊濟墓誌銘に「未幾偽都督曹義宗變領蟻衆」とあり、元欽墓誌銘に「未幾、復除侍中空公開國侯」とあり、丘哲墓誌銘に「未幾復転為中散」とあり、羅宗妻陸氏墓誌銘に「遭厲未幾」とあり、長孫盛墓誌銘に「聽許未幾」とあり、穆紹墓誌銘に「未幾、復以本号開府」とあり、楊彦墓誌銘に「未幾崇鎮遠之号」とあり、乞伏宝墓誌銘に「未幾、復除鎮南將軍襄州刺史」とある（上記は北魏のみ）。

66 若休奄及 休んでいようでたちまち追いついたという意。若休は休息するようである。賈誼「服鳥賦」「其生兮若浮、其死兮若休」の注に「善曰、莊子曰、其生若浮、其死若休、向曰、生為浮寄、死乃休息。」とある。◇墓誌銘には、乞伏宝墓誌銘（北魏）に「扱等若休」とある。

67 天子哀悼 天子が哀悼する。『後漢書』孔融伝に「聖慈哀悼」とある。◇墓誌銘には、呂通墓誌銘（北魏）に「天子哀悼」とある。  
68 百寮痛惜 百官が悼み惜しむ意。百寮は百僚。『書経』皋陶謨篇に「百僚師師」とあり、その孔伝に「僚、工、皆官也」とあり、『詩経』小雅・大東篇に「私人之子、百僚是試」とあり、『史記』龜策伝に「百僚蕩恐」とあり、『後漢書』鄧彪伝に「在位清白、為百僚式」とある。◇墓誌銘には、刁遵墓誌銘（北魏）に「百寮追惜」とあり、元煥墓誌銘（北魏）に「悲慟百寮」とあり、賈思伯墓誌銘（北魏）に「百寮環泣」とあり、元叉墓誌銘（北魏）に「哀動百寮」とあり、元廠墓誌銘（北魏）に「百寮哀怛」とあり、陳隆墓誌銘（北魏）に「百寮奉迎於河陰」とあり、爾朱紹墓誌銘（北魏）に「百寮灑涙」とあり高宝墓誌銘（東魏）に「百寮駿奔」とあり、公孫略墓誌銘（東魏）に「火燭百寮」とあり、賀蘭詳墓誌銘（北周）に「百寮屬望」とある。●痛惜は甚だしく惜しむ。『新書』数寧篇に「事勢可為痛惜者一」とあり、『後漢書』劉虞伝に「百姓流涕、莫不痛惜」とある。◇墓誌銘には、元始和墓誌銘（北魏）に「寓内痛惜」とあり、郁久閭肱墓誌銘（北魏）に「痛惜三良」とあり、張永墓誌銘（北魏）に「人旧痛惜」とあり、皇甫驎墓誌銘（北魏）に「痛惜綿綿」とあり、崔敬邕墓誌銘（北魏）に「縉紳痛惜」とあり、寇演墓誌銘（北魏）に「僉焉痛惜」とあり、辛祥墓誌銘（北魏）に「朝野痛惜」とあり、世宗宣武皇帝第一貴嬪夫人司馬頤姿墓誌銘（北魏）に「六宮痛惜」とあり、張盧墓誌銘（北魏）に「道俗痛惜」とあり、夫人諱華字遺姬墓誌銘（北魏）に「内外痛惜」とあり、元璨墓誌銘（北魏）に「衣冠痛惜」とあり、元華光墓誌銘（北魏）に「五宗痛惜」とあり、元愨墓誌銘（北魏）に「莫不痛惜」と

あり、元湛墓誌銘（北魏）に「朝野痛惜」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「百僚痛惜」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「詎能為痛惜乎」とあり、元暄墓誌銘（北魏）に「于時朝野莫不痛惜」とあり、李盛墓誌銘（北魏）に「朋僚痛惜」とあり、封延之墓誌銘（東魏）に「朝廷痛惜之」とあり、寧恒墓誌銘（東魏）に「以之痛惜」とあり、馮景之墓誌銘（西魏）に「朝野痛惜」とあり、狄湛墓誌銘（北齊）に「莫不痛惜」とあり、拓拔昇墓誌銘（北周）に「朝府痛惜」とあり、賈公墓誌銘（北齊）に「哀哉痛惜」とある。

69 贈贈之礼 贈贈は葬儀の礼を助けるために贈り物をする意。『荀子』大略篇に「故吉行五十、犇喪百里、贈贈及事、禮之大也」とあり、『後漢書』鄧皇后紀に「贈贈葬禮、皆依后母舊儀」とあり、『晋書』蔡謨伝に「贈贈之禮」とあり、『陳書』文学・陸琰伝に「有令舉哀、并加贈贈」とある。◇墓誌銘には、元祐墓誌銘（北魏）に「贈贈之厚」とあり、元又墓誌銘（北魏）に「贈贈有加」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「贈贈之礼」とあり、閻伯昇墓誌銘（東魏）に「贈贈之典」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「贈贈一出天府」とあり、劉洪徽妻高阿難墓誌銘（北齊）に「贈贈加礼」とあり、董榮暉墓誌銘（北周）に「贈贈悉加常礼」とある。

70 有隆常數 規定の数より多いものがあつたという意。有隆は、◇墓誌銘には、元彬墓誌銘（北魏）に「葬有隆典」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「有隆常准」とあり、楽陵王高百年墓誌銘（北齊）に「有隆焉爾」とあり、傅華墓誌銘（北齊）に「有隆焉爾」とある。●常數は規定の數量、一定の數。『儀礼』聘礼篇に「燕與羞、俶獻無常數」とあり、『史記』蔡澤伝に「物盛則衰、天地之常數也」とあり、『漢書』王莽伝中に「公卿入宮、吏有常數」とあり、『魏書』崔光伝に「十地經、聽者常數百人」とある。◇墓誌銘には、高公妻茹茹公主閻叱地連墓誌銘（北齊）に「宜優常數」とある。

71 哀景行之不追 高尚な徳行の追わないことを憐れむ意。景行は高尚の徳行。立派な行。『詩經』小雅・車牽篇に「高山仰止、景行行止」の鄭玄箋に「古人有高德者則慕仰之、有明行者則而行之。」とあり、郭祚伝に「高祖曰、得非景行之謂」とあり、同張彝伝に「囹圄寂寥之美、可為輝風景行者」とある。◇墓誌銘には、劉岱墓誌銘（齊）に「敢書景行」とあり、永陽敬太妃王氏墓誌銘（梁）に「故景行著於□□」とあり、李氏墓誌銘（北魏）に「敢述景行」とあり、王遇墓誌銘（北魏）に「詳載景行」とあり、王琚妻郭氏墓誌銘（北魏）に「夫□述景行者」とあり、高宗文成皇帝嬪耿氏墓誌銘（北魏）に「追述景行」とあり、常敬蘭墓誌銘（北魏）に「幽壤景行」とあり、張弁墓誌銘（北魏）に「式彰景行」とあり、馮邕妻元氏墓誌銘（北魏）に「宣述景行」とあり、元隱墓誌銘（北魏）に「宣述景行」とあり、元崇業墓誌銘（北魏）に「唯茲景行」とあり、元煥墓誌銘（北魏）に「景行陳思」とあり、元又墓誌銘（北魏）に「景行行止」とあり、侯愔墓誌銘（北魏）に「縉紳服其景行」とあり、李翼夫人崔徽華墓誌銘（北魏）に「聊述景行」とあり、元洛神墓誌銘（北魏）に「有識之所景行」とあり、元宥墓誌銘（北魏）に「朝遵景行」とあり、李略墓誌銘（北魏）に「仰高山之景行」とあり、慕容纂墓誌銘（北魏）に「景行是崇」とあり、



尔朱襲墓誌銘（北魏）に「式照景行」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「凶景行之休烈」とあり、長孫季墓誌銘（北魏）に「蕭張直史洪書備景行」とある（上記は北魏まで）。

72 悲德音之莫揚 よい評判があらぬことを悲しむ意。 德音は善言。よい評判。『詩經』邶風、谷風篇に「德音莫違、及爾同死」とあり、同爾風・狼拔篇に「公孫碩膚、德音不瑕」の集伝に「德音、猶令聞也」とあり、『荀子』王霸篇に「厚德音以先之」とあり、『礼記』樂記篇に「此之謂德音。德音之謂樂」とあり、『左伝』昭公十二年伝に「式昭德音。思我王度」とある。◇墓誌銘には、元淑墓誌銘に「德音□符」とあり、元英墓誌銘に「痛德音之嫋嫋」とあり、元頤墓誌銘に「式照德音」とあり、元珍墓誌銘に「式照德音」とあり、山暉墓誌銘に「式載德音」とあり、楊胤墓誌銘に「德音孔嘉」とあり、元懷妃惠氏墓誌銘に「内朗德音」とあり、元萇墓誌銘に「德音唯永」とあり、元宜墓誌銘に「德音在世」とあり、楊舒墓誌銘に「德音之令准者已」とあり、太妃李氏墓誌銘に「德音外照」とあり、奚牧墓誌銘に「念夫子之德音」とあり、元暉墓誌銘に「德音秩秩」とあり、穆纂墓誌銘に「德音恒新」とあり、劉華仁墓誌銘に「述像德音」とあり、程暉墓誌銘に「以象德音」とあり、馮邕妻元氏墓誌銘に「庶德音之長燭」とあり、胡頭明墓誌銘に「德音孔就」とあり、元倪墓誌銘に「德音式昭」とあり、王虬墓誌銘に「德音不滅」とあり、劉道斌墓誌銘に「德音無竟」とあり、元昭墓誌銘に「刊德音於泉石」「德音孔章」とあり、元隱墓誌銘に「庶德音之長燭」とあり、孫遼墓誌銘に「緬彼德音」とあり、武宣王妃李媛華墓誌銘に「德音秩秩」とあり、元崇業墓誌銘に「德音如玉」とあり、檀賓墓誌銘に「德音無灰」とあり、緜夫人墓誌銘に「庶德音之可縁」「德音不朽」とあり、居逸墓誌銘に「以標德音」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘に「雅聞德音」とあり、元義華墓誌銘に「德音不朽」とあり、崔鴻墓誌銘に「德音非假」とあり、賀収墓誌銘に「用楊德音」とあり、于纂墓誌銘に「誌此德音」とあり、元朗墓誌銘に「式照德音」とあり、韋彘墓誌銘に「德音清美」とあり、元暉墓誌銘に「莫其德音」とあり、楊宜成墓誌銘に「德音孔章」とあり、元邵墓誌銘に「爰發德音」とあり、元讞墓誌銘に「德音何伝」とあり、武昌王妃吐谷渾氏墓誌銘に「思銘德音」とあり、元欽墓誌銘に「痛德音之滅響」とあり、元植墓誌銘に「德音仍淑」とあり、穆彦墓誌銘に「朝廷欽其德音」とあり、趙暄墓誌銘に「德音恒新」とあり、元液墓誌銘に「邁種德音」とあり、長孫盛墓誌銘に「德音充樹」とあり、賈瑾墓誌銘に「興言德音」とあり、穆紹墓誌銘に「德音不忘」とあり、楊津墓誌銘に「德音孔茂」「德音日盛」とあり、張太和墓誌銘に「式昭德音」とあり、宋靈妃墓誌銘に「亶亶德音」とあり、乞伏宝墓誌銘に「華夷服其德音」とあり、石育妻戴夫人墓誌銘に「謹題德音」とあり、元爽墓誌銘に「德音弥振」とあり、元鑽遠墓誌銘に「德音斯举」とあり、元道隆墓誌銘に「德音不利」とある（上記は北魏のみ）。

73 緝遺烈於松戸 前人の残した業績を松戸に納めるという意。 遺烈は前人の残した業績。『史記』越王勾踐世家に「句踐可不謂賢哉。蓋有禹之遺烈焉」とあり、『漢書』韓王信伝に「秦滅六國、而上古遺烈埽地盡矣」とあり、同章賢伝に「洋洋仲尼、視我遺烈」の注に「師古

曰、烈、業也、視読曰示」とあり、『後漢書』班固上伝に「遺烈著於無窮」とあり、『晋書』樂上伝に「丕顯遺烈、之德之純」とあり、『魏書』儒林伝 常爽伝に「六經者先王之遺烈、聖人之盛事也」とある。◇墓誌銘には、徐君夫人晉洛墓誌銘（西晋）に「略紀遺烈」とあり、楊播墓誌銘（北魏）に「実誕遺烈」とあり、楊暉墓誌銘（北魏）に「式鐫遺烈」とあり、元誕業墓誌銘（北魏）に「藉三祖之遺烈」「銘茲遺烈」とあり、元襲墓誌銘（北魏）に「庶陳遺烈」とあり、元徽墓誌銘（北魏）に「式銘遺烈」とあり、元虔墓誌銘（北魏）に「遺烈尚存」とあり、元維墓誌銘（北魏）に「言念遺烈」とあり、朱顛墓誌銘（東魏）に「蓋唐後之遺烈」とあり、侯海墓誌銘（東魏）に「式揚遺烈」とあり、元叡墓誌銘（北齊）に「何以式傳遺烈」とあり、郭愨墓誌銘（北齊）に「古之遺烈」とあり、任遜墓誌銘（北齊）に「文公遺烈」とあり、李稚廉墓誌銘（北齊）に「先王遺烈」とあり、達府忠墓誌銘（北周）に「式照遺烈」とあり、莫仁誕墓誌銘（北周）に「余芳遺烈」とある。●松戸は不明。◇墓誌銘には、元颺墓誌銘（北魏）に「松戸酸月」とあり、張玄墓誌銘（北魏）に「咸輜松戸」とあり、楊機墓誌銘（東魏）に「刊德音於松戸」とある。

74 綴余芬於泉室 残り香を墓室に残すという意。余芬は餘芬。残留の香氣。『南齊書』「構餘芬」とあり、『漢書』王莽伝に「紫色揮声、余分閭位」とある。◇墓誌銘には、元液墓誌銘（北魏）に「載振余芬」とあり、狄湛墓誌銘（北齊）に「余芬不□」とあり、●泉室は墓室。水中にある室。◇墓誌銘には、蕭融墓誌銘（梁）に「式銘泉室」とあり、王禎墓誌銘（北魏）に「永即泉室」とあり、元靈墓誌銘（北魏）に「播芳泉室」とあり、李遵墓誌銘（北魏）に「長帰泉室」とあり、元熙墓誌銘（北魏）に「勒銘泉室」とあり、宋京墓誌銘（北魏）に「泉室無昭」とあり、元誕墓誌銘（北魏）に「泉室答培」とあり、王温墓誌銘（北魏）に「溝凍泉室」とあり、乞伏宝墓誌銘（北魏）に「泉室夕留」とあり、王茂墓誌銘（東魏）に「泉室夜長」とあり、趙紹墓誌銘（東魏）に「愁愁泉室」とあり、元讞妻于氏墓誌銘（北齊）に「冥泉室」とあり、鞠基墓誌銘（北齊）に「刊茲泉室」とあり、穆子寧墓誌銘（北齊）に「行依泉室」とあり、妃諱敬墓誌銘（北齊）に「迺託銘於泉室」とある。

75 盛徳之後 盛んな徳の後はという意。盛徳は四時の盛氣。高く優れた徳。『周易』繫易上伝に「盛徳大業。至矣哉」とあり、『毛詩』国風 周南 關雎篇に「者美盛徳之形容」とあり、『礼記』月令伝「某日立春。盛徳在木」の疏に「盛徳在木者、天以覆蓋為徳、四時各有盛時、春則為生、天之生育盛徳在於木位、故云盛徳在木。」とある。◇墓誌銘には、封和突墓誌銘に「盛徳顕於望雲」とあり、楊阿難墓誌銘に「式褒盛徳」とあり、元悦墓誌銘に「以崇盛徳」とあり、元詮墓誌銘に「是惟盛徳」とあり、元演墓誌銘に「用能揚盛徳于九服之遙壘」とあり、元瓚墓誌銘に「皇上痛盛徳之玄俎」とあり、裴敬墓誌銘に「盛徳垂声」とあり、楊泰墓誌銘に「勒盛徳於重泉」とあり、元暉墓誌銘に「盛徳必祀者也」とあり、邴勛墓誌銘に「盛徳必祀」とあり、李遵墓誌銘に「盛徳相襲」とあり、元寿安墓誌銘に「盛徳膏臺」とあり、

元純陀墓誌銘に「文定公高門盛徳」とあり、赫連悅墓誌銘に「我有盛徳」とあり、韓震墓誌銘に「天子睠言盛徳」とあり、楊順墓誌銘に「永言盛徳」「盛徳必祀」とあり、楊椿墓誌銘に「永言盛徳」とあり、楊彦墓誌銘に「永言盛徳」とあり、楊逸墓誌銘に「盛徳其昌」とあり、李林墓誌銘に「盛徳懿親」とある（以上は北魏のみ）。

76 仍世克昌 累世盛んであるという意か。仍世は累世、歴代。『漢書』叙伝に「玄成退讓、仍世作相」とあり、『晋書』武帝紀に「粵在魏室、仍世多故」とあり、『南史』・謝弘微伝に「混仍世宰相、一門兩封」とあり、『魏書』肅宗孝明帝元詡伝に「先朝仍世、每所慨然」とある。◇墓誌銘には、充華嬪盧令媛墓誌銘（北魏）に「宜哉仍世」「仍世剋昌」とあり、張問墓誌銘（北魏）に「仍世相襲」とあり、李暉儀墓誌銘（北魏）に「或仍世不移」とあり、元円墓誌銘（北齊）に「仍世作鎮」「仍世相伝」とあり、崔昂墓誌銘（北齊）に「仍世能官」とあり、乞伏保達墓誌銘（北齊）に「仍世有声」とあり、傅華墓誌銘（北齊）に「仍世之盛」とある。●また、克昌は、極めて盛んであること。『詩経』・周頌・離篇に「燕及皇天、克昌厥後」とあり、『晋書』樂上伝に「克昌厥後、永言保之」とあり、『魏書』宗欽伝に「本枝克昌、永符天祿」とある。◇墓誌銘には、崔猷墓誌銘（北魏）に「乃葉克昌」とあり、宋京墓誌銘（北魏）に「弈世克昌」とあり、辛蕃墓誌銘（東魏）に「弈世克昌」とあり、高永樂墓誌銘（東魏）に「克昌後昆」とあり、李子叔墓誌銘（北齊）に「茂緒克昌」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「才子克昌」とあり、婁叡墓誌銘（北齊）に「至乃世祿克昌之盛」とあり、姚洪姿墓誌銘（北齊）に「厥後克昌」とあり、和紹隆墓誌銘（北齊）に「克昌世載」とあり、尉茂墓誌銘（北周）に「克昌遐胄」とある。●また、剋昌は、◇墓誌銘には、張纂墓誌銘（西晋）に「庶幾剋昌」とあり、元祐墓誌銘（北魏）に「室作剋昌」とあり、充華嬪盧令媛墓誌銘（北魏）に「仍世剋昌」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘（北魏）に「外成剋昌。剋昌伊何」とあり、慕容纂墓誌銘（東魏）に「糸剋昌之余烈」とあり、李賢和妻吳輝墓誌銘（西魏）に「繁衍剋昌」とあり、李輝墓誌銘（西魏）に「繁衍剋昌」とあり、妃諱敬墓誌銘（北齊）に「諸子剋昌」とあり、赫連公夫人閻炫墓誌銘（北齊）に「余祉剋昌」とあり、張僧頭墓誌銘（北齊）に「奕世剋昌」とあり、高充墓誌銘（北齊）に「剋昌華胄」とあり、□景墓誌銘（北齊）に「剋昌報後」とあり、梁子彦墓誌銘（北齊）に「大業□美剋昌」とあり、楊元讓墓誌銘（北齊）に「剋昌大風」とあり、雲榮墓誌銘（北齊）に「剋昌厥胤」とあり、穆健墓誌銘（北齊）に「貽厥剋昌」とある。

77 將相之裔 大臣の末裔はという意。將相は將校と宰相。文武大臣などを指す。『墨子』法儀篇に「天下從事者不可以無法儀・・・雖至士之爲將相者皆有法」とあり、『管子』論將篇に「霸王積于將士」とあり、『吳子』論將篇に「將士懈怠」とあり、『史記』高祖本紀に「諸侯及將相相與共請尊漢王爲皇帝」とあり、『魏書』任城王雲伝に「將相膂力未衰」とある。

78 莫不重光 重光は累世の盛徳や輝かしい伝承を比喻する語。徳を輝かす。『書経』顧命篇「昔君文王、武王、宣重光」の孔伝に「言昔先

君文武、布其重光累聖之德」とある。また『後漢書』班固下伝に「然後宣二祖之重光、襲四宗之緝熙」とあり、蔡伝に「武猶文、謂之重光」とある。『魏書』敬宗孝莊帝 元子攸伝に「累世重光」とある。◇墓誌銘には、刑巒墓誌銘に「将相之姿」とあり、皮演墓誌銘に「将相有門」とあり、元萇墓誌銘に「将相之風」とあり、元子直墓誌銘に「文武将相之姿」とあり、于景墓誌銘に「将相有門」とあり、寇治墓誌銘に「識具将相」とあり、□仁墓誌銘に「星将相蟬」とあり、元淵墓誌銘に「将相在躬」とあり、元純陀墓誌銘に「才兼将相」とあり、赫連悦墓誌銘に「沉深将相之度」とあり、元顯墓誌銘に「将相所在」とあり、楊津墓誌銘に「才兼将相」とあり、楊遁墓誌銘に「門羅将相」とあり、高樹生墓誌銘に「将相斯俟」とあり、長孫子沢墓誌銘に「将相時初」とある（上記は北魏のみ）。

79 唯公載誕 ただ君が誕生したことはという意。唯公は◇墓誌銘には、王遇墓誌銘（北魏）に「昭綜唯公」とあり、游松墓誌銘（東魏）に「唯公載誕」とあり、元疑墓誌銘（東魏）に「唯公志尚貞峻」とあり、元顯墓誌銘（西魏）に「唯公之績」とあり、薛脩義墓誌銘（北齊）に「唯公之故」とあり、□洛墓誌銘（北齊）に「唯公誕徑」とあり、堯公妻吐谷渾墓誌銘（北齊）に「唯公唯王」とあり、暴誕墓誌銘（北齊）に「唯公載誕」とあり、辛韶墓誌銘（北周）に「德唯公輔」とある。●載誕は『魏書』太武帝伝に在先后載誕之郷」とあり、『梁書』皇后伝高祖丁貴嬪伝に「貴嬪載誕元良、克固大業」とあり、『周書』庾信伝に「降生世德、載誕貞臣」とある。◇墓誌銘には、元融妃穆氏墓誌銘（北魏）に「珪璋載誕」とあり、元鑿之墓誌銘（北魏）に「伊子載誕」とあり、比丘尼統清蓮墓誌銘（北魏）に「聖躬於載誕之日」とあり、尼慈慶墓誌銘（北魏）に「保衛聖躬於載誕之日」とあり、元公夫人薛伯徽墓誌銘（北魏）に「載誕賢妃」とあり、元則墓誌銘（北魏）に「載誕英賢」とあり、王偃墓誌銘（東魏）に「載誕剋岐之性」とあり、侯海墓誌銘（東魏）に「載誕剋岐之性」とあり、穆瑜妻陸氏墓誌銘（北齊）に「夫人載誕」とあり、鞠基墓誌銘（北齊）に「載誕明賢」とあり、樂陵王高百年墓誌銘（北齊）に「惟王載誕」とあり、孫顯墓誌銘（北齊）に「夫君載誕」とあり、張永儁妻周令華墓誌銘（北齊）に「載誕閨幃」とあり、暴誕墓誌銘（北齊）に「唯公載誕」とあり、劉双仁墓誌銘（北齊）に「載誕人莫」とあり、元始宗墓誌銘（北齊）に「載誕伊人」とあり、鄭子尚墓誌銘（北齊）に「含靈載誕」とあり、范粹墓誌銘（北齊）に「公侯載誕」とあり、叔孫都墓誌銘（北齊）に「載誕珪璋」とあり、独孤誉墓誌銘（北齊）に「載誕伊人」とあり、陸君夫人李華墓誌銘（北齊）に「載誕閑幽」とあり、宇文道墓誌銘（北周）に「資和載誕」とある。

80 実属余芬 誠に残留した香に属しているという意。余芬は餘芬。残留した香氣。余芬は注七四を参照のこと。

81 如玉之潤 玉のように潤っている意。玉潤はみずみずしく美しいこと。『礼記』聘義篇に「君子比德於玉焉、温潤而澤、仁也」とある。

『後漢書』班固伝に「玉潤而金聲」とある。◇墓誌銘には、司馬悦墓誌銘に「比玉之潤」とあり、元爽墓誌銘に「如玉之潤」とあり、辛蕃墓誌銘に「如玉之潤」とあり、趙謚墓誌銘に「体苞玉潤」とあり、拓拔忠墓誌銘に「玉潤淵度」とあり、馮聿墓誌銘に「金昭玉潤」とあり、

李元姜墓誌銘に「玉潤金相」とあり、司馬景和妻孟敬訓墓誌銘に「玉潤金声」とあり、高祖九嬪趙充華墓誌銘に「金輝玉潤」とあり、邢偉墓誌銘に「摛文玉潤」とあり、元睿墓誌銘に「奇懷玉潤」とあり、楊播墓誌銘に「金声玉潤」とあり、元進墓誌銘に「金貞玉潤」とあり、楊無醜墓誌銘に「豊姿玉潤」とあり、鞠彦雲墓誌銘に「含德玉潤」とあり、張徹墓誌銘に「温温玉潤」とあり、元熙墓誌銘に「玉潤金暉」とあり、崔鴻墓誌銘に「玉潤蘭芬」とあり、于景墓誌銘に「比德玉潤」とあり、元子予墓誌銘に「玉潤珠明」とあり、元淵墓誌銘に「温温玉潤」とあり、楊暉墓誌銘に「志同玉潤」とあり、元洛神墓誌銘に「温如玉潤」とあり、趙邕墓誌銘に「玉潤冰潔」とあり、元讞墓誌銘に「英声玉潤」とあり、元周安墓誌銘に「玉潤内融」とあり、元祉墓誌銘に「比玉潤於荆山」とあり、李林墓誌銘に「玉潤藍田」とあり、王導墓誌銘に「玉潤之美」とある（上記は北魏のみ）。

82 如桂之香 桂木の香りのようである。桂香は庾信「山中詩」に「潤暗泉偏令、嚴深桂絶香」とあり、『史記』司馬相如伝に「樹高五六丈、如桂樹」とあり、『後漢書』孝和孝殤帝紀伝に「大如桂樹、實如雞子、甘而多汁」とある。

83 粹衿内朗 緑の襟は内側に朗らかである。粹衿は緑の襟。粹衿は弥衡「鸚鵡賦」に「緑衣粹衿」とある。内朗は、◇墓誌銘には、張纂墓誌銘（西晋）に「含章内朗」とあり、元懷妃惠氏墓誌銘（北魏）に「内朗德音」とあり、太妃李氏墓誌銘（北魏）に「貞華内朗」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「韶風内朗」とあり、寇演墓誌銘（北魏）に「儒風内朗」とあり、元靈墓誌銘（北魏）に「内朗外和」とあり、韓玫墓誌銘（北魏）に「英渭内朗」とあり、染華墓誌銘（北魏）に「凝懷内朗」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「叡質内朗」とあり、元鑿墓誌銘（北魏）に「六術内朗」とあり、元惊墓誌銘（東魏）に「清明内朗」とあり、范穎墓誌銘（東魏）に「内朗含景」とあり、賈思伯夫人劉氏墓誌銘（北齊）に「外戍柔儀内朗」とあり、李琮墓誌銘（北齊）に「外閨内朗」とあり、莫仁相墓誌銘（北周）に「含章内朗」とある。

84 雅韻外敷 雅正な韻律を外に広める意。雅韻は雅正な韻律。風流な趣。『宋書』謝方明伝に「無他伎能、自然有雅韻」とある。◇墓誌銘には、元楨墓誌銘（北魏）に「洋洋雅韻」とあり、元弼墓誌銘（北魏）に「淹辞雅韻」とあり、比丘尼僧芝墓誌銘（北魏）に「法師雅韻一敷」とあり、崔隆宗女墓誌銘（北魏）に「雍容雅韻」とあり、元讞墓誌銘（北魏）に「雅韻弥高」「雅韻春莊」とあり、王温墓誌銘（北魏）に「対席則雅韵煙生」とあり、雲門寺法勲禅师張氏墓誌銘（北齊）に「清章雅韻」とある。●外敷は外に敷く。『晋書』慕容盛伝に「經略外敷」とあり、『北齊書』幼主 高恒伝に「孝昭地逼身危、逆取順守、外敷文教、内蘊雄圖」とある。

85 捨茲巾褐 この頭巾と服を捨てるという意。巾褐は頭巾と褐衣。古代の平民の服装から庶民のことを指す。『三国志』呉書・諸葛瑾伝に「數以巾褐奉朝請」とあり、同呉書・薛綜伝に「拯擢泥汗、釋放巾褐、受職剖符」とあり、『晋書』孝友 許孜伝に「巾褐終身」とあり、『宋書』隱逸宗炳伝に「無悶巾褐」とある。◇墓誌銘には、楊逸墓誌銘（北魏）に「捨茲館宇」とある。高雅墓誌銘（東魏）に「自巾褐未

捨」とある。

86 曳彼長裾 この長袖を引くという意。長裾は長衣。長い裾の衣服。『孔叢子』儒服伝に「子高衣長裾、振襖袖」とあり、『後漢書』循吏仇覽伝に「今日太學曳長裾」とあり、『南齊書』謝朓伝に「長裾日曳」とあり、『梁書』王僧孺伝に「取亂長裾」とある。

87 武議一託 軍事上の謀略が任されたらという意。武議は軍事上の謀略。武事についての議論。『尉綬子』武議伝に「一戰而天下定、非武議安得此合也」「農不離其由業、賈不離其肆宅、士大夫不離其官府、由其武議在於一人」とある。●一託は委任すること。『魏書』僭晉司馬叡伝に「國事家計、一託於公」とある。

88 戎章再紆 兵法が再び絡みつく意。戎章は兵書、兵法。『魏書』李平伝に「晚加秩於戎章」とあり、『南齊書』氏仇池楊氏伝に「宜增戎章」とあり、『陳書』世祖九王始興王伯茂伝に「戎章未襲」とある。紆は絡みつく。◇墓誌銘には、拓拔忠墓誌銘（北魏）に「戎章歲襲」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「結采戎章」とあり、楊順墓誌銘（北魏）に「右峻戎章」とあり、和子源墓誌銘（北齊）に「頻典戎章」とあり、元始宗墓誌銘（北齊）に「既啓戎章」とあり、独孤賓墓誌銘（北周）に「以表戎章」とあり、韋彪墓誌銘（北周）に「戎章転峻」とある。

89 声華鞭板 荣誉とむち打つ板の意。声華は『淮南子』倂真伝に「以聲華嘔符嫗掩萬民百姓」とあり、『宋書』王敬弘伝に「聲華在詠」とある。◇墓誌銘には、元弼墓誌銘（北魏）に「声華樞苑」とあり、王偃墓誌銘（北魏）に「声華三輔」とあり、堯奮墓誌銘（東魏）に「声華三輔」とあり、侯海墓誌銘（東魏）に「声華三輔」とあり、趙超宗妻王氏墓誌銘（西魏）に「各有声華」とあり、李季嬪墓誌銘（北齊）に「声華郁烈」とあり、元义妻胡玄輝墓誌銘（北齊）に「声華房席」とあり、房智墓誌銘（北齊）に「声華結于五陵」とある。●鞭板は『梁書』韋粲伝に「須我復鞭板」とあり、『周書』虞荔伝に「命釋鞭板」とある。

90 績茂戈爰 功績は兵役に骨折り励んだ。戈爰は兵器。三国魏曹操の「七啓」に「丹旗耀野、戈爰皓旰」とある。

91 皇曆以圮 朝廷の運勢は破れてしまったという意。皇曆は朝廷の運勢のこと。『宋書』後廢帝劉昱伝に「皇曆攸歸、億兆係心」とあり、『南齊書』劉善明伝に「曹臨皇曆、正位宸居」とあり、『陳書』杜之偉伝に「皇曆惟新、驅馭軒」とある。

92 帝業将昇 帝王の事業はまさに穏やかでという意。帝業は王朝建国の事業。天子が天下を統べる事業。『史記』蔡澤伝に「使秦有帝業」とあり、『漢書』張耳伝に「則帝業成矣」とあり、『魏書』高祖孝文帝伝に「帝業至重」とある。◇墓誌銘には、王遵墓誌銘（北魏）に「帝業開導」とあり、赫連悦墓誌銘（北魏）に「克丕帝業」とあり、『王謨墓誌銘（北齊）に「蟬聯帝業」とあり、司馬遵業墓誌銘（北齊）に「業権興」とあり、高岳墓誌銘（北齊）に「於皇帝業」とあり、索泰墓誌銘（北齊）に「帝業以成」とあり、皮阿輪迦妻高氏墓誌銘（北齊）に

「帝業勃与」とあり、莫仁相墓誌銘（北周）に「遂翼成帝業」とある。●将昇は◇墓誌銘には、張略墓誌銘（東魏）に「将昇法座」とある。93 毘功踐土 功を助け土を踏む意。 踐土は春秋時代の鄭の地。『左伝』僖公二十八年伝に「盟于踐土」とあり、『史記』楚世家伝に「晋文有踐土之盟」とあり、『魏書』出帝平陽王 元脩伝に「踐土有勤王之役」とある。

94 贊道中興 助け導き盛会に転じたという意。 贊道は贊導。助け導く。『後漢書』百官志に「其郊廟行禮、贊導、請行事、既可、以命羣司」とあり、『宋書』百官志上に「掌侍左右、贊導眾事、顧問應答」とある。◇墓誌銘には、王翊墓誌銘（北魏）に「贊道玄武」とあり、韓智輝墓誌銘（北齊）に「道中饋」とある。●中興は中途の振興、衰滅から盛会に転ずること。『詩経』大雅烝民篇序に「任賢使能、周室中興焉」とあり、『宋書』武帝中伝に「思隆中興之業」とあり、『魏書』後廢帝安定王 元朗伝に「自中興草昧、典制權輿」とある。◇墓誌銘には、辛祥墓誌銘に「酒泉忠欵扶王業於中興」とあり、元隱墓誌銘に「中興須賢」とあり、元彝墓誌銘に「中興率土」とあり、元略墓誌銘に「中興魏道」とあり、元周安墓誌銘に「中興啓運」とあり、陳隆墓誌銘に「皇上竜飛中興之初」とあり、慕容纂墓誌銘に「思酬中興」とあり、王翊墓誌銘に「中興統曆」とあり、元愨墓誌銘に「中興当璧」とあり、元維墓誌銘に「属此中興」とあり、爾朱紹墓誌銘に「逢飛龍於中興之年」とあり、穆彦墓誌銘に「冀逢中興」とあり、元液墓誌銘に「中興啓運」とあり、元祉墓誌銘に「中興草創」とあり、赫連悅墓誌銘に「主上中興」とあり、元天穆墓誌銘に「中興造運」とあり、元禹墓誌銘に「及中興宝」とある（以上、北魏のみ）。95 金龜是紐 黄金で铸造した官印結んでという意。 金龜は黄金で铸造した官印。◇墓誌銘には、梁子彦墓誌銘（北齊）に「金龜是紐」とある。金龜は『後漢書』楚王英伝に「作金龜玉鶴」とあり、『魏書』衛操伝に「金龜簫鼓」とあり、『南史』王神念伝に「田間得白蛆化為金龜」とある。◇墓誌銘には、裴良墓誌銘（東魏）に「莫不□金龜而争鶩」とあり、陸浄墓誌銘（北齊）に「兩佩金龜」とあり、劉悅王墓誌銘（北齊）に「金龜兆臺」とある。

96 山河是膺 自然はこれを受け入れる意。 是膺は『毛詩』魯頌篇に「戎狄是膺」とあり、『史記』建元以來侯者年表伝に「戎狄是膺、荊荼是徵」とある。◇墓誌銘には、高道悦夫人墓誌銘（北魏）に「躬啓山河」とあり、元琛墓誌銘（北魏）に「□啓山河」とあり、奚真墓誌銘（北魏）に「結楚山河」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「胙以山河」とあり、楊鈞墓誌銘（北魏）に「追錫山河」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「遂啓山河」「華州冠滯山河」「於是大啓山河」とあり、元襲墓誌銘（北魏）に「遂割裂山河」とあり、元虔墓誌銘（北魏）に「山河閭淡」とあり、高樹生墓誌銘に「王粟粹山河」とあり、石育妻戴夫人墓誌銘（北魏）に「方享山河」とある。●是膺は◇墓誌銘には、源叡墓誌銘（北魏）に「哲人是膺」とあり、元秀墓誌銘（北魏）に「儒訓是膺」とあり、元爽墓誌銘（北魏）に「列宿是膺」とあり、李希宗墓誌銘（東魏）に「是膺余慶」とある。

97 朱紫共襲 紅色と紫色は重ねるといふ意。『文選』張衡「西京賦」に「木衣綿錦、土被朱紫」とあり、その李善注に「朱紫、二色也」とあり、『三國志』呉志・陸凱伝に「土被玄黃、宮有朱紫」とある。朱紫には善者と悪者の意味もある。◇墓誌銘には、馬姜墓誌銘（後漢）に「朱紫纁紛」とあり、趙碑墓誌銘（北魏）に「世固朱紫」とあり、元又墓誌銘（北魏）に「朱紫由標格」とあり、赫連悅墓誌銘（北魏）に「朱紫代襲」とあり、裴良墓誌銘（東魏）に「土被朱紫」とあり、李豔華墓誌銘（東魏）に「朱紫成則」とあり、穆景相墓誌銘（東魏）に「朱紫斯分」とあり、穆瑜墓誌銘（東魏）に「朱紫既分」とあり、慕容德侍妻任華仁墓誌銘（北齊）に「朱紫光榮以布濩」とあり、燕繼墓誌銘（北齊）に「繪朱紫如取真」とあり、辛韶墓誌銘（北周）に「朱紫自芬」とあり、封孝琰墓誌銘（北周）に「且見朱紫之別」とある。

98 劍玉相承 劍玉はあい受け継いだといふ意。劍玉は『漢書』霍光伝に「發御府金錢刀劍玉器采繪」とある。◇墓誌銘には、元緒墓誌銘（北魏）に「明心劍玉」とあり、元公妻薛慧命墓誌銘（北魏）に「劍玉明霞」とあり、元邵墓誌銘（北魏）に「劍玉同鏘」とある。●相承はあい受け継ぐ。『易経』帰妹篇に「跛能履吉、相承也」とあり、『白虎通』三正篇に「三正之相承、若順連環也」とある。◇墓誌銘には、元悅墓誌銘に「金璧相承」とあり、元広墓誌銘に「哀璽相承」とあり、元懷妃惠氏墓誌銘に「龜玉相承」とあり、太妃李氏墓誌銘に「龜玉相承」とあり、寇憑墓誌銘に「華萼相承」とあり、張盧墓誌銘に「冠冕相承」とあり、王静墓誌銘に「軒蓋相承」とあり、元寧墓誌銘に「冠蓋相承」とあり、秦洪墓誌銘に「銀紫相承」とあり、山微墓誌銘に「令問相承」とあり、穆彦墓誌銘に「冠冕相承」とあり、李翼墓誌銘に「絳冕相承」とある（上記は北魏のみ）。

99 輔仁空術 仁の徳を増し進める意。輔仁は仁の徳を増し進める。『論語』顔淵篇に「子以文會友、以友輔仁」とあり、何晏の集解に孔安国伝を引いて「友相切磋之道、所以輔成己之仁」とある。『後漢書』朱暉伝に「若夫文會輔仁、直諒多聞之友」とあり、『宋書』文元袁皇后伝に「謂道輔仁、司化莫晰」とあり、『魏書』胡叟伝に「何用宣憂懷、託翰寄輔仁」とあり、『周書』衡陽獻王昌伝に「報施徒語、曾莫輔仁」とある。◇墓誌銘には、王彤墓誌銘に「輔仁虚言」とあり、楊穎墓誌銘に「豈図輔仁無微」とあり、元妙墓誌銘に「輔仁僭言」とあり、元暉墓誌銘に「輔仁誰測」とあり、張弁墓誌銘に「天道輔仁」とあり、劉道斌墓誌銘に「測輔仁晨」とあり、侯掌墓誌銘に「輔仁愆信」とあり、韓君賄夫人高氏墓誌銘に「輔仁蓋無」とあり、元崇業墓誌銘に「輔仁之慶虚文」とあり、李達妻張氏墓誌銘に「輔仁虚設」とあり、王馥墓誌銘に「輔仁徒聘」とあり、元愆墓誌銘に「輔仁之義空説」とあり、長孫子梵墓誌銘に「輔仁冥莫」とあり、元弼墓誌銘に「輔仁有疑」とあり、元頊墓誌銘に「輔仁理難」とあり、宋靈妃墓誌銘に「輔仁虚設」とあり、韋輝和墓誌銘に「乃畢輔仁」とあり、元彘墓誌銘に「輔仁愆信」とあり、趙光墓誌銘に「輔仁無微」とある（以上、北魏のみ）。

100 報道徒文 報告して文を無意味にする意。報道は報導。知らせ、知らせる。李涉「山居送僧詩」に「若逢城邑人相問、報道花時也不閑」



とある。◇墓誌銘には、臨洮王妃楊氏墓誌銘（北魏）に「報道誠欺」とあり、楊宜成墓誌銘（北魏）に「報道無驗」とあり、元祉墓誌銘（北魏）に「報道如夢」とあり、長孫子沢墓誌銘（北魏）に「報道莫期」とあり、于纂墓誌銘（北魏）に「謬云報道」とあり、元頤墓誌銘（東魏）に「報道不恒」とあり、李彬墓誌銘（東魏）に「子長疑報道於後」とある。●徒文は『史記』張釋之伝に「然其敝徒文具耳」とある。◇墓誌銘には、王禎墓誌銘（北魏）に「報善徒文」とある。

101 駿足罷駕 良馬は歩くのをやめる意。 駿足は足の速い優れた馬、優れた才能。張協の「七命」に「田游馳蕩、利刃駿足」とあり、『宋書』鼓吹鏡歌十五篇 何承天 君馬篇伝に「駿足躡流景」とあり、『晋書』張載伝に「利刃駿足」とあり、『魏書』礼志 祭祀上伝に「天子燾謹遣倣等用駿足」とあり、『南史』鄭鮮之伝に「昔葉公好龍而真龍見、燕昭市骨而駿足至。明公以旰食待士、豈患海内無人。帝稱善者久之」とある。◇墓誌銘には、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「駿足方馳」とあり、□鑿墓誌銘（東魏）に「奄傾駿足」とあり、劉懿墓誌銘（東魏）に「駿足未窮」とあり、呂尙墓誌銘（東魏）に「駿足有疲」とあり、叔孫固墓誌銘（東魏）に「駿足不馳」とあり、張遵墓誌銘（東魏）に「敗駿足長坂」とあり、梁伽耶墓誌銘（北齊）に「方翼駿足遠到」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「駿足時阻」とあり、王琳墓誌銘（西魏）に「駿足長衢」とある。●罷駕は『三国志』蜀書董允伝に「禕等罷駕不行」とある。◇墓誌銘には、張猛龍墓誌銘（北魏）に「中途罷駕」とあり、□尚墓誌銘（北齊）に「於茲罷駕」とある。

102 逸翮擢雲 健康に跳ぶ鳥の羽は雲を抜きん出るという意。 逸翮は優れた羽。郭璞「遊仙詩」に「逸翮思抃霄、迅足羨遠遊」とあり、范雲「古意贈王中書詩」に「逸翮凌北海、博飛出南皮」とあり、『宋書』謝靈運伝に「傷粒食而興念、眷逸翮而思振」とある。擢は抜きん出るとある。◇墓誌銘には、元演墓誌銘（北魏）に「逸翮中摧」とあり、山暉墓誌銘（北魏）に「永申逸翮」とあり、元秀墓誌銘（北魏）に「墜逸翮於霞路辰」とあり、王基墓誌銘（北魏）に「逸翮未窮」とあり、王忠墓誌銘（北魏）に「逸翮未窮」とあり、劉道斌墓誌銘（北魏）に「逸翮初騫」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「皇帝以逸翮「左秀+右頁」霄」とあり、張徹墓誌銘（北魏）に「逸翮方騰」とあり、元恂墓誌銘（北魏）に「逸翮中推」とあり、辛穆墓誌銘（北魏）に「逸翮斯举」とあり、楊濟墓誌銘（北魏）に「逸翮未展」とあり、元欽墓誌銘（北魏）に「逸翮方騰」とあり、尔朱襲墓誌銘（北魏）に「逸翮將起」とあり、元液墓誌銘（北魏）に「方將抗逸翮以搏風」とあり、長孫盛墓誌銘（北魏）に「逸翮有翼」とあり、元襲墓誌銘（北魏）に「逸翮孤騫」とあり、劉懿墓誌銘（東魏）に「逸翮方举」とあり、閻子璨墓誌銘（東魏）に「逸翮始冲」とあり、李德元墓誌銘（北齊）に「逸翮高翻」とあり、長孫彦墓誌銘（北齊）に「而羈逸翮」とあり、梁伽耶墓誌銘（北齊）に「逸翮高搏」とあり、薛懷儁墓誌銘（北齊）に「逸翮終翻」とあり、宇文斌墓誌銘（北齊）に「鼓逸翮而干雲」とあり、楊延墓誌銘（北周）に「高翻逸翮」とあり、楊辰墓誌銘（北周）に「方聘逸翮於雲衢」とある。

103 幽夜莫曉 夜は明けることがない意。幽夜は物寂しい夜。『商子』禁使篇に「今夫幽夜、山陵の大、而離婁不見」とあり、『魏書』宣武靈皇后胡氏 伝に「幽夜獨誓云」とある。◇墓誌銘には、元頤備墓誌銘（北魏）に「幽夜多寒」とあり、楊播墓誌銘（北魏）に「幽夜何央」とあり、裴敬墓誌銘（北魏）に「幽夜無晞」とあり、宇文永墓誌銘（北魏）に「幽夜方春」とあり、于纂墓誌銘（北魏）に「幽夜弥深」とある。●莫曉は『後漢書』律術 伝に「獨非莫知、獨是莫曉」とあり、『宋書』傅亮 伝に「羣臣唯盛稱功德、莫曉此意」とあり、『魏書』樂志「八音克諧、莫曉其旨」とある。◇墓誌銘には、郗勗墓誌銘（北魏）に「長昏莫曉」とあり、楊孝邕墓誌銘（北魏）に「夜台莫曉」とあり、陸子玉墓誌銘（東魏）に「長夜莫曉」とあり、赫連子悅墓誌銘（北齊）に「冥冥莫曉」とある。

104 寒窆不春 寒さは春になることがないという意。寒窆は不明。寒い時期か。不春は暖かくなならない意味か。◇墓誌銘には、于君妻和醜仁墓誌銘（北魏）に「松風不春」とある。

105 同彼千載 かの千年と同じであるという意。同彼は◇墓誌銘には、邢僧蘭墓誌銘（北魏）に「同彼霜翹」とあり、尉罔墓誌銘（北齊）に「同彼南注」とある。●千載は歲月が長久であること。千載は千年。『顏氏家訓』文章篇に「志凌千載」とあり、謝靈運「述祖德詩」に「若若歷千載」とあり、『漢書』王莽 上 伝に「於是羣臣乃盛陳、莽功德致周成白雉之瑞、千載同符。」とあり、『後漢書』肅宗孝章帝紀に「仁風行於千載」とあり、『晋書』司馬懿 伝に「千載同契」とあり、『魏書』宗欽 伝に「勿謂理絕、千載同符」とある。◇墓誌銘には、盧子真夫人李氏墓誌銘に「千載而後」とあり、李端墓誌銘に「千載伝名」とあり、王遇墓誌銘に「千載長秋」とあり、崔隆墓誌銘に「歴千載而不能掩」とあり、江文遥母吳夫人墓誌銘に「千載永畢」とあり、郁久間肱墓誌銘に「千載不朽」とあり、元瓚墓誌銘に「千載伝暉」とあり、楊泰墓誌銘に「千載承流」とあり、夫人李渠蘭墓誌銘に「悲萋千載」とあり、楊珍墓誌銘に「千載豈歇」とあり、趙光墓誌銘に「千載無恒」とあり、邵真墓誌銘に「銘詠千載」とあり、劉華仁墓誌銘に「千載銘章」とあり、郭定興墓誌銘に「千載垂籀」とあり、席盛墓誌銘に「歴千載而承流」とあり、元斌墓誌銘に「千載共情」とあり、劉纂墓誌銘に「垂茂千載」とあり、元平墓誌銘に「綴不朽於千載」とあり、元激墓誌銘に「以銘千載」とあり、元寧墓誌銘に「千載不頽」とあり、元煥墓誌銘に「千載何春」とあり、賈思伯墓誌銘に「三陟撫績壽人千載非二」とあり、賀収墓誌銘に「流芳千載」とあり、侯悖墓誌銘に「千載同託」とあり、元邵墓誌銘に「洛陽構千載之艱」「嗟乎千載」とあり、元均之墓誌銘に「千載莫記」とあり、元端墓誌銘に「垂徳千載之下」とあり、王真保墓誌銘に「千載長宣」とあり、元純陀墓誌銘に「母儀千載」とあり、尔朱襲墓誌銘に「覬千載之猶是」とあり、楊津墓誌銘に「著清名於千載」「庶永千載」とあり、法師杜氏墓誌銘に「千載垂風」とあり、沮渠愍墓誌銘に「銘記千載」とあり、李翼墓誌銘に「又為千載」とある（上記は北魏のみ）。

106 殲此良人 このよき人間を死なせてしまったという意。殲此は、◇墓誌銘には、劉賢墓誌銘（北魏）に「殲此名哲」とあり、元弼墓誌

銘に「殲此良人」とあり、王普賢墓誌銘（北魏）に「殲此淑仁」とあり、元颺墓誌銘（北魏）に「殲此良木」とあり、王禎墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、王紹墓誌銘（北魏）に「殲此彥士」とあり、王昌墓誌銘（北魏）に「殲此名徳」とあり、元懷妃惠氏墓誌銘（北魏）に「殲此仁淑」とあり、元萇墓誌銘（北魏）に「殲此良哲」「殲此英哲」とあり、太妃李氏墓誌銘（北魏）に「殲此仁淑」とあり、元遵墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、趙光墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、王基墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、王忠墓誌銘（北魏）に「殲此「上良十下」人」とあり、元昭墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、吐祖悅墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、元寧墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、徐淵墓誌銘（北魏）に「殲此良哲」とあり、賈祥墓誌銘（北魏）に「殲此良根」とあり、趙億墓誌銘（北魏）に「殲此明哲」とあり、染華墓誌銘（北魏）に「殲此名徳」とあり、于纂墓誌銘（北魏）に「殲此良賢」とあり、元汎略墓誌銘（北魏）に「殲此明哲」とあり、元祥墓誌銘（北魏）に「殲此良人」とあり、寧懋墓誌銘（北魏）に「殲此懿」とあり、元宥墓誌銘（北魏）に「殲此名器」とあり、元弼墓誌銘（北魏）に「殲此明哲」とあり、張玄墓誌銘（北魏）に「殲此名哲」とあり、王温墓誌銘（北魏）に「殲此明哲」とあり、楊儉墓誌銘（西魏）に「殲此明哲」とあり、郭愨墓誌銘（北齊）に「殲此名哲」とあり、韋鴻墓誌銘（北齊）に「殲此良賢」とあり、宇文廩墓誌銘（北周）に「殲此良人」とあり、王預墓誌銘（北周）に「殲此風流」とあり、楊辰墓誌銘（北周）に「殲此善人」とあり、独孤蒧墓誌銘（北周）に「殲此良人」とある。●良人は『詩経』大雅・桑柔篇に「維此良人、弗求弗迪」の鄭箋に「良、善也」とあり、『莊子』田子方篇に「昔者寡人夢見良人黒色而顛、乗駁馬而偏朱蹄」とあり、『呂覽』序意篇に「秋甲子朔、朔之日、良人曰請問十二紀」とある。良人は『詩経』国風・唐・綢繆篇に「今夕何夕。見此良人。子兮子兮。如此良人何」とあり、『孟子』離婁下篇に「其良人出。則必饜酒肉而後反」とある。また、殲此は『魏書』尒朱榮伝に「弔民伐罪、殲此鯨鯢」とある。◇墓誌銘には、高宗文成皇帝嬪耿氏墓誌銘に「殲我良人」とあり、長孫瑱墓誌銘に「殲我良人」とあり、元彦墓誌銘に「殲我良人」とあり、寇憑墓誌銘に「殲我良人」とあり、宇文永墓誌銘に「殲伊良人」とあり、王坤墓誌銘に「奄此良人」とあり、楊乾墓誌銘に「殲我良人」とあり、楊宜成墓誌銘に「良人云逝」とあり、元均之墓誌銘に「殲我良人」とあり、陸紹墓誌銘に「專取良人」とあり、元誦墓誌銘に「瘞我良人」とあり、元昉墓誌銘に「育此良人」とあり、元毓墓誌銘に「殲我良人」とあり、源延伯墓誌銘に「良人相食」とあり、奚融墓誌銘に「唯此良人」とあり、元純陀墓誌銘に「良人既逝」とあり、寇霄墓誌銘に「昔矣良人」とあり、元徽墓誌銘に「殲我良人」とあり、元虔墓誌銘に「殲我良人」とあり、趙鑒墓誌銘に「殲我良人」とある（上記は北魏のみ）。